

1. 平成26年第3回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

平成26年6月17日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	総務部付部長	武 藤 隆 晴
健康福祉部長	羽田野 博 徳	農林水産部長	三 島 哲 也
商工観光部長	山 下 正 則	商工観光部付部長	水 野 正 文
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会 計 管 理 者	古 川 甲 子 夫
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事 務 局 長	尾 藤 康 春

国保白鳥病院  
事務局 長 藤 代 求

郡 上 市  
代表監査委員 齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長 池 場 康 晴

議会事務局  
議会総務課 長 岡 文 男

議会事務局  
議会総務課 長 補 加 藤 光 俊

### ◎開議の宣告

- 議長（尾村忠雄君） おはようございます。議員各位には、連日の執務、御苦労さまでございます。ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。
- なお、本日は、故宜仁親王御葬儀の日でありますので、議場内の国旗・市旗を半旗としておりますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には9番 村瀬弥治郎君、10番 古川文雄君を指名いたします。

---

### ◎一般質問

- 議長（尾村忠雄君） 日程2、一般質問を行います。
- 質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。
- なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いをいたします。

---

### ◇ 上 田 謙 市 君

- 議長（尾村忠雄君） それでは、12番 上田謙市君の質問を許可いたします。
- 12番 上田謙市君。
- 12番（上田謙市君） 皆様、おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきました。通告に従いまして一般質問をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。
- まず初めに、郡上市の人口減少対策についてお尋ねをいたします。
- 昨年3月、国立社会保障・人口問題研究所、略して社人研と呼ぶそうでもありますけれども、その研究機関から日本の地域別将来推計人口が公表されました。これは平成22年の国勢調査をもとに予測されたもので、その後の5年ごとの将来人口の推計値が示されております。御存じのように、国勢調査、5年に1度実施されておりますが、平成22年の調査では郡上市の人口は4万4,491人でした。平成12年の人口は4万9,377人ということですので、10年の間に4,886人が減少したことになります。そして、社人研では、26年後の平成52年、郡上市の将来推計人口を現在の3分の2の

2万8,788人と予測しております。

人口が3万人を割り込むことも衝撃的なことでありますが、問題は年代別の人口構成にあるというふうに言われております。年少人口と呼ばれる14歳以下と働き手である生産年齢の15歳から64歳までの人口が、現在の約半数に減少するとの予測でありまして、その反面で65歳以上の人口割合を示す高齢化率は46%に達し、実に市民の2.2人に1人が65歳以上ということになります。

3月の合併記念講演会で、藻谷浩介先生は、単に人口減少を悲観するのではなく、64歳以下の人口比率を減らさないよう、特に現役世代の減少を食いとめるあらゆる手だてを進めることが肝要であるとのお話をされまして、その方策も示唆をされました。実に有益なお話だったとの感想を持ちました。

そこで、質問ですが、広報郡上5月号に、人口減少対策を今年度の重要課題とする田中市長公室長の方針が掲載されております。人口減少という課題に対する実効性のある対策組織の設置と今後の取り組みの方策はどのようなものであるか、お尋ねをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

郡上市の人口問題を考えるときに、現時点では平成22年の国勢調査の確定値や、これに基づくその後の分析結果というものを我々はベースとして考えていくわけでありまして、合併後の平成17年からわずか5年の間に3,004人、6.3%もの減少を数えたことは、ほぼ承知していたこととはいえ、大変厳しい現実を突きつけられた思いでありました。

そして、今、御指摘の昨年3月に国立社会保障・人口問題研究所から公表されました地域別の将来推計人口をもとに、昨年は新市建設計画の見通しの中で、5年後の郡上市の目指すべき人口目標などを検討し、議会でも御審議をいただきましたが、平成30年にはほぼ4万人という推計のところを、1,000人上乗せをして4万1,000人という目標を立てたわけでございます。これを実現していくことがまさに我々の大きな課題でありまして、今般、今言ってくださいました広報でも、26年度の重点課題として、これを真っ先に取り上げさせていただきます。

その後、ちょうど今言われました藻谷先生のお話等々でも、いわゆる人口をふやしていくためのさまざまな御提言をいただいております。皆さんのそういう思い、あるいは御提言というものを蓄積をしておる中であります。そうした中で、ことしの春、日置市長から、26年度の新体制に向けまして、ぜひ人口問題のトータルなこれを考え、そして実現、実行していくというふうな対策本部を立ち上げたいと、こういうふうな御指示があったわけでございます。

こうしたことで、これまでも人口対策に資するものとして、産業振興や子育て支援の充実、また交流移住の推進など行ってきておりますけれども、関係する部署の政策等を人口増へ向けまして

体系的に整理し、一層連携をさせて、また政策効果を十分見きわめながら常に改善をして、そして何とか人口減少の諸課題に対処しつつ、また実際に人口目標というものを達成していこうということで、全庁体制の人口問題対策本部を立ち上げたところでございます。

最初の打ち合わせの場面は政策会議で行いましたけれども、本部につきましては、市長を本部長、それから副市長、教育長を副本部長、それから関係部長を本部員とし、そのもとに副市長を幹事長としまして幹事会を置くと、さらにその下に5つのプロジェクトチームを置いて、これを幹事会のもとで機能させていこうということとしました。

この5つは、産業振興と雇用の充実が1つ目であります。次の2つ目が生活基盤の確保、3つ目が子ども・子育て環境の整備、4つ目が医療及び福祉の充実、5つ目が交流移住の促進ということでありまして、全体の幹事会の指揮のもとで、分野ごとにリーダー、そして係員、チームを置きまして、それぞれ人口減少の要因を調査、分析し、また課題を抽出し、解決へ向けて地域特性や特殊事情に応じた施策を打ち出していきたいと、そういうふうを考えております。

ぜひ、目標を実現していけるような、そうした組織の中で取り組みを進めていきたいと、今、頑張っていこうというところでございます。よろしく願いいたします。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） ただいま田中公室長が言われましたように、日置市政においては子育て支援の諸施策であるとか、働く場の確保、あるいは定住・移住の推進など、そうした施策に全力をかけて取り組んでいただいているところでありますけれども、今回設置をされる郡上市人口問題対策本部というのは、今、室長からお話がありましたように、人口減少を抑制することを共通課題にしたプロジェクトチームによる全庁的な取り組みがなされるということで、これは並々ならぬ意気込みを感じております。成果を期待しております。

昨日、日本創成会議が発表した人口推計結果と提言についての質問が同僚議員からありましたが、発表された内容を要約いたしますと、地方の人口減少の最大要因は、男女を問わず若者が大都市に、特に東京圏へ流出していることであり、それは地方と東京圏などの大都市との間にある経済雇用格差が深く関係しているとしております。そして、今のように、大都市への人口移動が収束しない場合の2040年の郡上市の総人口は2万6,236人という予測で、先ほど言いました社人研の将来推計より2,552人が減少すると見ております。

さらに、2020年から2040年の間に、二十から39歳の女性人口が半減する市町村は全国で896団体、平成の合併以後、1,800というふう聞いておりますので、2つに1つの団体で二十から39歳の女性人口が半減するということではありますが、郡上市もその中に含まれておりまして、二十から39歳の女性が減少する団体は、たとえ出生率が上がっても全体の女性が少ないということで出産数がふ

えないので、人口の減少がとまらない消滅可能性都市になるとしております。

そして、日本創成会議では、ストップ少子化・地方元気戦略と言われる提言をしております。日置市長におかれては、先ほどの質問に対して、出生数の増加を目指し、若者の定住化を図り、結婚と出産を重点にした施策を推進するとの御答弁でありましたが、この提言に対しても郡上市として対策の必要についてはどのようにお考えであるか、さらに詳細にお答えをいただければと思ひまして、お尋ねをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 昨日もお答えをいたしました。ただいまもお話がありましたように、いわゆる社会保障・人口問題研究所の推計よりもさらに郡上市にとっては厳しい日本創成会議の推計というものが示されたわけであり。私は、社会保障・人口問題研究所の推計というものを昨年目にして以来、事あるごとに今こういう状態ですと、ただしこれはこうなると決まったものでなくて、こういう予測というものをしっかり見つめながら、しっかりと手を打っていきましょうということを市民の皆さんに理解してもらいたいと思って、時々、そういうお話をしてまいりました。

今回の日本創成会議の推計は、社人研の推計よりも、ただいまもお話がありましたように、さらに大都市への社会移動というものがやはりなかなかとまらないのではないかとということに基づいて出されたものであります。ただいまもお話がありましたように、人口の減少がちょうど社人研の推計よりも5年ぐらい早まったペースで減少していくということであり、また今回の推計で出しておられるいろんな論点の中で特に注目すべきことは、20代から30代の女性の数というのがやはり出生数に非常に大きな影響を与えるので、その数が非常に減るところについては、50%以上減るところについては消滅可能性都市というような名前です。それが発表されたわけでございます。

かつて、限界集落という言葉が非常に物議を醸したことがございますけれども、今回のこういう推計に基づく800幾つかの市町村は、従来からの言い方からすれば限界市町村ぐらいのところであろうかと思ひますが、これをさらに言葉というのは非常にだんだん激しい物言いになってまいりまして、あるいは警鐘を鳴らすという意味でもそういう言葉ということだろうと思ひますが、消滅可能性都市ということで、896の市町村がそういうことになったわけでございますけれども、私は消滅してたまるかという気持ちでございます。そういう意味で、ずっと郡上、もっと郡上ということで、市民の皆さんと一緒に、こうした問題に立ち向かっていきたいというふうに思ひしております。

先ほど田中室長が申しあげましたように、今年度、人口問題の対策本部を立ちあげました。いろんな観点から施策をもう一遍再点検をして、やはり人口を減らさないという方向、減るといふ大きなメガトレンドはこれは抗いがたいものがありますけれども、急激な、あるいは極端な減少というものへ持ち込まないようにしたいというふうに思ひまして、各種の施策を人口をどう郡上市

として市民の皆さんが安心して暮らせるような水準に持っていけるかというふうに1点に絞って、総点検をしていきたいというふうに思っております。

昨年度、平成25年度の郡上市の住民基本台帳で見ている上での出生数は313人ございました。24年度が312人ございましたので、313人は外国人のお子さんをお一人含んでおりますけれども、ほぼ同じ数の出生数があったということは、先ほどの出産の可能な女性の数が年々減ってきている中では、郡上市の若いお母さん方はそれを大変頑張ってくださいなという思いがしてございまして、こういう子育て支援を今後とも続けていきたいというふうに思っていますし、それから雇用の確保等、若い次の世代を産み育てられる世代をどう引き寄せるかということで、これもあらゆる手だてを尽くしていきたいというふうに思っています。

今回、いろいろな論点が示されておりますけれども、日本創成会議の中で、東京一極集中を防ぐのには地方拠点都市を整備をもっと重点的にやるべきだという話がありますが、これについても私は地方拠点都市というと、例えば岐阜県で言えば岐阜市とか、そういったところに重点投資をすべきだという論点で、あと中山間地域は少し我慢せえというような形にはできるだけならないように、そのところは気をつけなければいけないというふうに思っています。

今回の日本創成会議の議論が、ある月刊誌には、この間の6月号には「消滅する市町村523」と、これは若い女性の人口が50%以上減って、かつ2040年時点で人口が1万人以下になるところが523あるということで、こういうタイトルで出まして、そして次に7月号で「全ての町は救えない」と、こういうタイトルで出て、大変気になって中身を見ておりますが、確かに重点投資、選択的な投資をしていくべきだということはあると思いますが、やはり地方山間都市は地方山間都市として、それなりに生きていける、そして適切な国土が保っていけるような、生活が保っていけるような施策をきちんと国にもやってもらいたいというふうに思いますし、私たちが頑張りたいというふうに思っております。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 市長さん、副市長さん、公室長さんのところには、自治日報に増田元総務大臣の文章がありましたので、ちょっと置かせてもらいましたが、今回、座長の増田元総務大臣がストップ少子化・地方元気戦略ということで訴えたかったことは、人口減少社会を楽観視しないで、その実像をしっかり見つめ認識すること、人口減少社会を悲観視しないで、出生率の向上や結婚・出産の早期化、多子世帯、子どもの多い世帯への支援などの対応に今すぐ着手することの重要性を、国民がデータをもとに正確にかつ冷静に認識してほしいということであるようであります。

ただいま市長も、住民台帳を気にしながら眺めておるといってお話でありましたけれども、増田総務大臣は、さらに全国の首長さんには、まず毎年の人口移動を住民台帳で追跡、分析することから

始めてほしいと、若年女性の本音を聞き出すことも必要であり、楽観論や悲観論ではなく、正確にかつ冷静に戦略を立てる必要があるとも訴えておられます。

郡上市では、男女共同参画プラン、これは平成22年からことしの26年までを第1の期間とするものでありますが、2次の計画の策定に向けて作業が始まっておるといふふうに聞いております。計画を策定するに当たって、市内の企業や事業所に協力を呼びかけて、女性社員にプランづくりに参加してもらってはどうかしらというようなことを思います。

郡上市の合計特殊出生率は、平成24年が2.08で、全国の1.41、岐阜県の1.45を大きく上回っておりますけれども、例えば希望出生率というものを目標値を2.5なら2.5に定めて、それを5年で、あるいは8年で達成するんだというようなことを目指して、私たち市民はそれに向かってどうすればよいのか、職場は、結婚は、家庭は、男性はどうあったらいいのかということを女性の立場で存分に議論をしてもらって、計画づくりに大いに役立ててもらいたいなというようなことを思っておりますので、御一考いただきたいと思えます。

次に、郡上市の公の施設などの維持管理についてお尋ねをします。

平成24年12月、山梨県の中央自動車道笹子トンネルで天井盤の崩落がありまして、11名、死傷者が出るという大事故がありました。この惨事を契機に、国は国民の生命を守るという観点から、道路のトンネルなどインフラの維持管理、更新を戦略的に進める方針で緊急点検を行い、インフラ老朽化対策の補修等が進められているといふふうに聞いております。

そうした経緯を経て、昨年11月、国ではインフラ長寿命化基本計画が決定されました。インフラ長寿命化基本計画によると、インフラの管理者は、維持管理、更新などを推進するための中期的な取り組みの方向性を示す行動計画と具体的な対応方針を示す個別施設計画を策定することが明記されております。この一連の流れについては、昨日、日置市長から同僚議員への答弁でお話をされたところでありますが、郡上市の行動計画と個別施設計画の策定に向けた取り組みの状況と方向性はどのようなものであるか、お尋ねをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、お答えをいたします。

ただいま御指摘のとおり、我が国では高度経済成長期の以降に、非常に集中的にインフラが整備されてきたわけでありまして、ただいまの笹子トンネル、あるいは浜松市の第一弁天橋ですか、ああいうところに顕著に出ているような社会基盤のインフラが、1つは集中的に更新期をこれから迎えていくということでもあります。

そういうことにつきましては、国が既にインフラ老朽化対策の推進ということで、今御指摘のような方針を出されまして、それに伴って地方自治体に対しましても、平成26年度から3カ年ぐらいの間で、そうしたものにつきましてはの管理計画というもの、特に維持管理、それから更新はどうす



るんだというものをしっかり自分たちで考えて策定すべきというふうに来ておるわけでございます。

また、この中で、総務省の方針の中では、1つは地方自治体のただいまの最初の問題であります人口減少の問題と絡めて、非常にしかも合併をしたところにおきましては、各自治体が同じような目的で整備をしてきた、そうした公の施設というのがそれぞれ持ち寄ったという格好になります。そういうことにつきましては、ある程度、そうした実際のキャパシティといえますか、必要度に合った形でのしっかりした計画にするようにというふうな方向も示されております。

そうした中で、郡上市におきましては、現在のところでは、さきの議会のこれは行革の委員会でお示した諸資料があるわけでありまして、主だった公の施設のうち、225施設等につきましては先行して一定の点検を始めておるわけでありまして、これを見ますと、建築後20年以上が経過しているものが121施設、全体の53.8%を占めているということで、10年後には施設の改修が必要とされる30年というものを迎えてくるということでありまして、これからのいわゆる合併算定がえの地方交付税の一本算定によります財政の全体としてのこれから縮小せざるを得ないという中において、しかし一方ではそうした公の施設というものの維持管理費が非常に膨大にこれから求められていくというふうなことになりますので、非常に郡上市にとりましては重要なこれは問題であるというふうに捉えております。

したがって、やはり行革的な発想、それは十分市民の皆さんに御理解を得ながら、そうした施設のしっかりと必要度、あるいは施設数の最適化、あるいはそのランニングコストとか、そのほかにかわる施設においてサービスの提供ができることはできないかと、こうしたものを十分視点として持ちながら、施設整備計画と、管理計画というものを策定していく必要があるというふうに考えているところであります。

そこで、現在の段階でありますけれども、これはやはり各施設所管の部署が承知をしておるといいますか、実態を握っておるわけでありまして、そうした施設等の情報につきましては、財産管理の担当に情報を集約といえますか、きちっと取りまとめをいたしまして、一元化をしていくということで、現在、市長公室の全体調整につきましては行革担当、それから総務部の財務課と連絡調整をとって進めておるといふことであります。

これが、これからは道路の問題、あるいは教育施設の問題、あるいは上下水道の問題等々を含んでまいりますので、全庁的な推進体制といえますか、十分吟味していけるような体制をつくっていくというところへ持っていくのがこれからの取り組みになるということでございます。

いずれにいたしましても、財政的に厳しい時代の中で、しかし市民の皆様にとって必要な施設をしっかりと守り抜いて、思わぬ事故を起こさないようにやっていくということが非常に大事でありますので、このことに向けましてしっかり取り組んでまいりたいというふうに思います。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 郡上市が管理、所有するインフラについては、維持管理の効率性や適正な更新のためにも、ただいま市長公室長が言われたように、計画の策定は大事なことであるというふうに思っております。策定作業では、該当する部であり課が一丸となって対応しなければならない大変な仕事になるのではないかというふうに思いますけれども、市民の安全と安心に直結することですので、よろしくお願いをしたいと思います。

そして、そうした施設の修繕、改修、改築などに要する費用は膨大な金額になると予想されますので、今後、長寿命化計画の実施に当たっては、施設の存続や統廃合を含め、施設の必要性を地域の皆さんに再検討していただくことも重要な課題となるのではないかというふうに思います。ただいまその方向性も多少公室長が言われましたけれども、そのあたりについて市長はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。昨日、答弁がありましたので、いま一度のお尋ねであります。

そして、地方交付税の縮減や適正な公債費のあり方などから、普通建設事業費が減少する郡上市の将来の財政の中で、既存のインフラの修繕、改修、改築などの維持管理費が毎年必要になってくるということは、新規の建設事業費に影響することが予想されます。今後、新たに建設する施設のあり方というものについては市長はどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 公共施設の今後の維持管理とか再編統合という問題であります、ただいま室長が申し上げたような総合的な取り組みを全庁的に進めてまいりたいというふうに思っております。

その中で、もちろん私ども市役所の全行政組織挙げて検討してまいりたいと思いますが、そうした方向については議会や、あるいは市民の皆さんの御意見もよく聞きながらやりたいというふうに思っております。

特に、その一例として、私は広報郡上の今月号、6月号の一番冒頭に、今後の郡上市の斎場の基本的なあり方、考え方と整備方針という形で、市民の皆さんに御理解を得るべく、こうした記事を載せさせていただきました。

これは、例えば一例で申し上げますと、斎場の整備というものを今後の郡上市の1つのそういった公共施設の再編統合のケースとして考えてみますと、今回、こうした考え方を打ち出すに当たっては、市内の自治会の各支部長さん方等にも何度か寄っていただき、あるいは郡上市の7つの斎場を全て、夏の炎天下の大変暑い日でしたが、回っていただくというような形で、現地現物を見ていただきながら、そして斎場の1年間、各年度の利用状況等も御説明をしながら、そして施設の状況等も御説明をしながら、将来的には南部と北部という形で拠点を整備していくと、経過的な措置はいろいろありますが、そういう形で整備をしていきたいので御理解を願いたいと、こうい

う広報を出しておるわけでございますが、こんな形で、やはりいろいろと論議も積み重ねていきながら、そして市民の皆さんの御理解もいただきながらやってまいりたいというふうに思います。

公共施設のタイプにはいろんなものがございまして、それぞれのタイプに応じてのまた議論の進め方というものもあろうかと思いますが、今後の計画の策定作業というものを通じながら、そうした市民の皆さんに考えていただきながら進めてまいりたいというふうに思っております。

そして、ただいまお話がございましたように、こうした施設の修繕とかいろんなこと、大変な大きな財政需要を伴うものでありまして、これからの計画の検討の中で、そうした見きわめもしていきたいというふうに思っておりますけれども、必然的に御指摘のように、こうした修繕等の、あるいは維持修繕等の経費がかかるということは、限られた財源の中で、いろいろな新規の施設の投資というものにも非常に大きな圧迫要因になるということは御指摘のとおりだと思います。

こういう中で、新しい施設というようなものを全く考えないというのでは余りにも消極に過ぎると思いますので、真に必要なもの、そして真にそれが郡上市の市民生活や、あるいは市の活性化にとって有効なもの、そういうものをやはり厳選をしながら、新しい施設については市民の理解も得ながら、あるいは議論を尽くしながら進めていかなければいけないと、基本的にはそのようなふうを考えております。

一方、そうしたことの制約要因になる財政上の問題でありますけれども、一番課題となっているのは地方交付税の合併算定がえに伴う財源の縮小でありますけれども、これもいろいろとこれまでもお話をしてまいりましたけれども、現在、広大な合併市町村における行政需要というものの、財政需要というものの適切な把握ということを通じて、やはり従来考えられていたような財源の縮小というものを可能な限り緩やかなものにしてもらうようにということも、強く国に訴えてまいりたいというふうに思います。

先日、上京いたしまして、総務省の幹部の皆さんともお会いをしたときに、この問題も強く要望しましたけれども、合併市町村の状況は全国的にもよくわかっていると、可能な限り、今の合併算定がえに伴う地方交付税の減少については緩やかなものにするように努力をしたい旨の話もお聞きをして、大変心強く思っておるわけでございますが、それは実際に厳しい国の財政の中でもどのように実現していくかということはまだ不透明でありますけれども、そうしたことも事情もにらみながら、これからの新規投資というものも考えてまいりたいというふうに思います。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 第2次郡上市総合計画の策定に入りますけれども、やはり観光振興という面、あるいは産業振興という面でも、1つの戦略として新しい施設も必要であろうというふうに思いますので、今、市長が言われるように、真に必要なものは新規でやっていくんだとい

う姿勢でお願いをしたいというふうに思います。

また、この質問は公の施設等というふうなことでお聞きしましたけれども、市内の道路を見回しますと、市道であれ県道であれ、劣化して危険であるというようなところもないことはないわけがあります。特に、私は市街地でありますけれども、市街地の舗装は雨水などが浸透するというような特殊な舗装で整備をされましたけれども、近年、経年劣化、あるいはいろんな事情で損傷が激しくなっております。目立っております。

市民や観光客の歩行にも危険でないかしらと思われる箇所もありまして、その都度、補修はしていただいておりますけれども、こうしたインフラ長寿命化計画の中で、ひとつそうした道路についてもしっかりと位置づけをして、整備計画をしっかりとつくってもらいたいというようなことを、これは希望であります、お願いをします。

多少時間は残しましたけれども、それぞれ誠意ある御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

○議長（尾村忠雄君） 以上で上田謙市君の質問を終了いたします。

---

#### ◇ 鷺 見 馨 君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、7番 鷺見馨君の質問を許可いたします。

7番 鷺見馨君。

○7番（鷺見 馨君） 皆さん、おはようございます。ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。それぞれ市長さん、教育長さん、担当部長さんにお尋ねをしてみたいと思います。

今回は、大きく分けまして4点ばかり準備いたしておりますが、それぞれお伺いを申し上げます。

第1点は、農業委員会活動についてでございます。

御案内のように、最近の農政は国際性とか農協大改革、そのような課題の多い中、郡上の農業委員会の市内の一本化がなされまして、さらにその活躍が期待をされております。その重要な時期に、今後の希望の持てる農業の活性化推進のための施策、その他につきまして、4つほど質問を伺いたいと思います。

その1つは、農業委員の任務、権限、農協など関連機関との連携活動、その方針、期待される成果についてをお伺いをいたします。

2点目は、全国的に実施される国内外の研修活動があると思いますが、その必要性についてどう考えられているか、お伺いをいたします。こういう時期でございますので、できるだけ代表で自主的に参加を促すという方法でないといけないかと思っております。

3つ目は、委員会への農政施策の助言とか影響について、それについて農業委員会はどう活動されるのか、お伺いします。

4つ目が、委員会の専門部活動、そういうような畜産とか水稲とかいろいろあると思います。あるいは、当然農地変動の関係もございしますが、それにつきましての必要性や設置がどうかというお尋ねでございます。

とりあえず4点につきまして、担当部長か市長さんにお尋ねしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（尾村忠雄君） 鷺見馨君の質問に答弁を求めます。

農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長（三島哲也君） それでは、第1点目の農業委員会の任務と権限につきましてですけど、第1としまして、法令業務といたしまして、農地権利移動についての許可、農地転用申請の受理や意見書の添付、農地の利用状況調査、遊休農地解消に向けた措置などの業務を中心とした農地行政の執行をしております。

第2としまして、農業振興業務です。農業者の公的な代表機関としての農地の確保、有効利用と担い手の確保・育成を中心に、地域農業の振興を図っていく業務ということになっております。

第3に、農業者の要望の実施に向けて取り組むため、意見の公表であるとか建議、答申の機能が与えられております。具体的な活動としましては、毎月1回の総会を開いておまして、農地法における3条、4条、5条等につきまして協議を行いまして、それぞれの許可でありますとか、意見具申をしておるところでございます。

また、遊休農地の調査、指導ということとしまして8月から11月にかけて、強化月間といたしまして、各地域においてパトロールを実施して調査、指導ということを行っております。

第2点につきまして、農業委員の研修等の参加ということでございますけど。農業委員会の委員の資質の向上でありますとか、活動強化を図るという目的で、県農業会議が主催しております研修会等に参加しております。昨年の実績といたしましては、地域別農業委員会研修会、それから獣害対策と企業の農業参入をテーマとしましたテーマ別農業委員会研修に2回、それから県内の全域の農業委員を対象としました農業委員会研修、それから岐阜県農業担い手研修大会、計5回の研修会に参加して、延べ85人の農業委員が研修に参加され、県内各地での意見交換でありますとか情報のほうの取得に努めてまいりました。

市独自の先進視察ということで、国内外と言われましたけど、昨年の農業委員会におきまして遠隔地等への研修、先進視察を行いたいという農業委員会のほうからの申し出がございまして、今後ですけど、先進地について研修視察ということを行っていききたいということで、今後検討して実施していきたいというふうに考えております。

それから、農業者による振興に対するかかわりということでございますけど。農業振興へ農業委員会も積極的に参加するというような観点からでございますけど。今市が、国とか進めております人・農地プランというのを地域で作成しておりますけど。そういうところに農業委員会も積極的に参加していただいて、人・農地プランの作成にかかわっていただきたいと、そういうことを大きに期待しておるところでございます。

それから専門部会につきましてですけど、農業委員会っていうのは規則によりまして専門部会を据え、設置することができるということになっております。

郡上市におきましては合併当時でございますけど。農業委員の人数が非常に多くなって、108人ということだったので、当初は、農地部会と農政部会という2部会を設置して農業委員会の業務を進めておったところでございます。

4年間、それで2部会制でやっておったんですけど、平成20年ぐらいですかね、人数が69人から39人に減ったということがございまして、その折に部会制で審議することにより、この人数の中で、全体の総会の中でそういった全案件について協議をするのが望ましいだろうということで、総会において協議をするということになりまして、部会制は現在とは違ってないというものでございます。

今後でございますけど、そういった専門部会を置くかどうかにつきましては、今農業を取り巻く情勢っていうのは非常に変わってきておりますので、そういったことを加味しまして、そういった声が大きくなって必要に応じて、その折に研究をしていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願います。

(7番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 鷺見馨君。

○7番(鷺見 馨君) はい、わかりました。

質問を出すときに、多分T P Pの課題の方向づけがこの辺で出んかなという多少期待がございまして。現在はまだ見通しが立っておりませんが、そのことも含めて国際化になることはまず間違いないということから、大変でありましょうが、そうした海外の研修にせず、でもスライドなり何なり、そういうものを含めて十分勉強していく、国際競争に打ち勝てるような、そういう特殊なあるいは個性のある競争力のある農業を目指していかないと。このような大きな土地を持った郡上でございます。なかなか重要な課題じゃないかと期待をさせていただいておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

先般も農協の総代会の説明会もございましたが、やっている方々は非常に緊迫した情勢に農協はなると、農村も農民も相当協力してもらって、自覚してもらわんと大変なことにならんかしらんと説明がここありました。私も実感して聞かしてもらいましたが、できればやっぱし農協を中核

とした各団体の協調、共存を持ちながら、地方や農村の活性をぜひやってほしいと、当然ながら行政も御指導いただきながらそういう形で、できることなら農村公園なりあるいはハイウェイオアシスとか、先般も出ましたがインターの周りの農村の活性化も含めた開発が、将来できるんでないかと、そんなことを期待をいたします。

農協もめぐみの農協になりまして成果も上げておられますけども、どうしてもやっぱし中央のほうへ力が行くということもございます。むしろ飛騨とかあちらのほうが環境は似ておりますので、ちょうど中間におる農協でもあり農村でもありますので、両面のやっぱし利点をうまく活用しながら、農村の活性をさらに進めていただきたい。そんなことを要望申し上げまして、この1件につきましては終わらせていただきます。ありがとうございました。

2点目でございますが、教育委員会のほうでちょっとお尋ねをしたいと思います。それは年々日常生活に情報化活動が進んでまいりまして、便利さと重要性、そして何かとこう心配な影響も受ける時期になりました。特に学校や日常生活の情報活動の現状、その対応についてお伺いをするわけでございますが。小中学生のスマホとか携帯電話、メール等の活用状況、現在の。そして今ちょいちょい各学校でも課題になっていますが、トラブルとか課題があるかと思われま。そんな現状もお聞かせいただきたいと思ひますし。それに対する今後の指導方針と対応について、御答弁をいただければありがたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは今御質問がございました、とりわけ携帯電話を主としたインターネットが利用できる情報機器の活用の状況と、それからそれに起因する問題、そして今後の指導の方針といったことについてお答えをしたいと思ひます。

まず、小中学生の実態ですけれども、携帯電話の利用の環境、これはインターネットに接続できるという環境としてお答えをしたいと思ひますが。

携帯電話、これはスマートフォンを含みますが所有の状況ですけれども、小学校の4、5、6年生で20%が携帯電話を所有しておりますが、そのうちの12%がスマートフォンです。それから中学生ですが、これは1年生、2年生、3年生ですけれども18%が所有をしていて、そのうち57%がスマートフォンです。ですから中学生は大体その携帯電話を持っている子の中で多くがスマートフォンであるということが言えるというように思ひます。

これ以後、今小学校4、5、6年生と申し上げましたけれども、全て小学生、中学生というふうにしてお答えさせていただきたいと思ひます。

それで、そのほかに通信型のゲームの所有状況ですが、小学生が88%が所有、それから中学生が82%が所有しています。したがって、ほとんどの小中学生がインターネットを利用するという環境にあるということが言えます。

それから、通信型のゲーム機の利用ですが、どのぐらいの時間を利用しているかということですが、これはもうほとんどインターネットを利用しているという、そういう理解をしていいというふうに思っていますけども。小学生で1時間から3時間が22%、それから30分から1時間が38%、中学生で1時間から3時間が33%、30分から1時間が26%。ですから平日には1時間以上利用しているということもある。全体の60%ほどを占めるというふうに理解ができるのではないかと思います。

そこで、こういった携帯電話等も含めた利用の中で、利用上の約束をしているかどうかということですが、約束を決めているというのが小学生で33%、決めていないというのが24%、それから中学生で約束を決めているというのが26%、それから決めていないというのが35%ありました。フィルタリングの実施の程度ですが、小学生でフィルタリングを行っているのが67%、中学生で63%です。

こうした中で、実際に利用上のどういう問題があったかということですが、被害を受けたり、あるいは嫌な思いをしたことがあるというふうに答えているのは、小学生では3%の未回答の部分が、恐らく何らかの形でそういった嫌な思いをしたのではないかと、私たちは見ております。回答の中では97%はないというふうに答えております。中学生では95%がないというふうにして答えておりますが、4%はあるというふうに答えておまして、残りの1%が未回答です。

こういった問題に出会ったときにどうしたかということですが、小学校では親それから先生、友だちに相談をした子が65%、相談をした子の中で解決ができたというのは57%、それ以外はそのままほかっておいたという、そういう回答が多く出ております。中学生では親や先生、友だちに相談をしたというのは56%、そのうち問題を解決できたというのが72%になっております。

それでこうした現状ですが、被害は少ないとはいえ、今後被害がふえるということは十分予想されますので、私たちとしては全ての小中学校で教職員あるいは子どもを対象にした、そういったスマートフォンの利用も含めた検証を進めていきたいというふうに思っておりますし。特に力を入れていきたいところですが、これは4月に校長会等でも、あるいはPTA総会の、PTAの代議員の皆さんがお集まりになったときの会でもお話をしたことですが、こと子どもたちと先生方そして保護者、地域社会と一緒に取り組む5つの運動を掲げておりますが、そのうちの1つに、ノーテレビ、ノーゲームデーという運動を展開をしていきたいと思っております。具体的に申し上げますと、先ほど申し上げた、携帯電話等の利用のルールづくりを100%目指したいと思っております。これは例えば使う場所と時間を決める。例えば9時以降は使わないとか、あるいは利用料金を決める、そしてフィルタリングを設定をする、困ったときには相談する。こうしたルールを例示をしまして、できれば夏休み前に100%に近づけるように努力をしていきたいというふうに思っているところです。



(7番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 鷺見馨君。

○7番(鷺見 馨君) ありがとうございました。大変細かく説明をいただきまして、ありがとうございました。

今のところ余り課題、問題が少ないようでございまして、今後いろいろまた変わった状況が出るんじゃないかということ。特に保護者の関係の方が、いろいろ講師を呼んで勉強会をしたり、親子の家庭の中の話し合いを進めたりということで、真剣に取り組んでみえるという状況も伺っておりますので、まずは大きなことはなかろうと思えますけども。一方、大変便利がいいけども、一面ちょっと心配もあるという事態になってきたなど。まあ、学校はこのとおりでございまして、一般的には非常に懸念な面もあるというようなことではございませう。どうか一層の御努力をお願いしたいと思います。

もう一点、ちょっと変わったことで申しわけないんですけども。今、小中学校の、高校もそうですが、教職員の様子を見ますと、おかげさまで市内出身の先生方が案外ふえてまいりまして、ふるさと教育にしる、子どもの一般の生活教育にしる、非常に熱心に僕は取り組んでみえるんじゃないかと、そんな感触を持っております。大変ありがたいことではございますが。また、学校を退職された後も、教職員の方々が各地域の自治会とかそういうところで活躍をされておる。これは以前余りなかったことが、現在非常に積極的だということも感じて、これも結構やと思っております。

そこで子どもに言わせると、やっぱり将来教員になりたいとか、尊敬をする教師、誇りを持てる教職員の任務、これは大変なことやと思えますけども、そういうことをよく見ておると思うんです。時代の変わりによりまして、教職員の現在のあるいは将来的な理想像というか、そういうものがもし教育長さんのほうでお考えありましたら御教授をいただきたいと思っておりますが、よろしく願います。

○議長(尾村忠雄君) 教育長 青木修君。

○教育長(青木 修君) それでは、教職員の理想像ということについてお答えをしたいと思うんですけども。

なかなか一般的に語っていくということは難しいとは思いますが。通常は、例えば子どもに対する愛情ですとか、あるいは教職員の専門的な力量が高いですとか、あるいはよき社会人であるとかいうことは言われますけれども。そういったこととは別に、私としては、教育は人なりというふうに言われますが、その人の生き方が基本になってその上で、教職の専門的な知識や技能や、そういったものを発揮をするということが基本になろうかと思えます。そういう立場でお答えをしますと、私自身の経験から、こうした教職員の姿が理想ではないかなと思ひ、多分に主観的になりますけれども、そういったことについてお答えをしたいと思ひますけれども。

まず、一つは志を高く持って夢の実現に努力し続ける人であることだと思います。子どもというのは、私は全てよりよい生き方を求めていくという、そういう存在であるし、学び続けたいといふように思っている存在であるというふうに、私は思っております。そういう子どもたちであるがゆえに、教師自身も常に高い目標を持って学び続けるということが大事だというふうに思います。

先輩からよく言われたことは、常に学び続けようとする意思や態度をなくしたら教壇を去れと、教壇に立つべきではないという、そういうことを私たちの先輩からよく言われてきましたので、私もそういうふうに思っております。

それから2つ目は、子どもとともにあり続ける人であることだと思います。子どもってというのは日々成長をする存在ですので、教師自身がその成長するタイミングっていいですか、時を見抜かなければならないというふうに思っています。ある意味で、教育的な距離を持って、ともに子どもと良い関係であり続けるということが大事だと思っております。これも先輩から学んだことですが、卒啄同機という言葉がありますが、子どもが努力を続けていると伸びるという時があります。そういった伸びるときを見抜いて働きかけ、そして声をかけて見守れということをよく言われました。これも、私もそのとおりでというふうに思っております。

それから3点目ですけれども。生涯を通じて、教師自身が何か極めようとするものを持っている人であるということが大事だと思っております。

子どもというのは、もともと非常に個性的な存在ですので、教師自身も何かをこう極めようという、そういった存在でなければ子どもの個性というのは理解ができないというように思っております。これも先輩から言われたことですが、スポーツでもゲームでもあるいは学問でも何でもいいので、とにかく何かを極めようとするために一所を努力をせよということをもう言われてきました。そういう生き方をすれば、子どもの夢も大事にできるというふうに思いますし、子どもがどういふ夢を持っているのかということについて、捉えることができるのではないかと思います。

そういった理想像を目指してはきたつもりですけども、そうなっているというのは、これは保証の限りではないというのは、今現在は多分に後悔と反省をしているという現状です。

(7番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 鷺見馨君。

○7番(鷺見 馨君) どうもありがとうございました。私的な意見も含めながら御指導いただきました。

先生方も当然ながら子どもを評価しておるんやけど。子どものほうも案外先生方を見て評価しながら信頼関係を深めて、郷土愛そして人間性づくりに励んでおるとこういう時世でございますので、お互いに理解をし合うってことが大事かと感じております。ありがとうございました。

それでは、次の質問に入りますが、次は大型製材工場の関係でございますけども。たびたび関心

のあるところでございまして。特に地元地域では非常に皆さん重要視をされております。しかしながら、木材の低迷をするこの時期に、どのような方策で協力しながら、お互いに共存していくんかというようなことも、どの場でも出てまいります。そういうことから、将来の構想を含めた林業の関係でございまして。

それにはやっばし山をつくる中において、非常に細かい境界、あるいは所有者が見えますので、将来的にはやはり林道をつくろうとしても、作業道をつくろうとしても、なかなか大変やという現実がございまして。そこで、できれば林業の用地の集約とか企業化、こんなことができないかという希望はありますけれども。これは現実さあ始めてみると、登記の問題とか仕分けの問題とかたくさんございまして、簡単には行きませんが、こういうようなことに行政が、本当にあるとこう指導してもらいながら、効率が上がるような林業行政なり、大型の製材に協力する方法はないかということも思っております。

それには、やっばしコストの削減もございまして、多面的な林業の機能というものもこれは御理解を願わにやならんということから、山の造成は教育と同じで50年、100年かかるということでもございまして。そうしてみますと、その周辺の山をつくるということになりますと、ほとんどこう針葉樹が多いわけでもございまして。郡上は高速道路や国道含めて、都会から見れば非常に新緑があり紅葉があり、期待をされて、観光的にも本物があるんじゃないかと考えてはいます。

そういう意味でこうした機会に、できれば将来でございましてけれども、山にそうした広葉樹、ツツジとか、もみじとか、山桜とか、あるいは実のなるような鳥獣対策の広葉樹を加えていくというようなことをしながら、将来の構想に考えてもらえんかというようなことも期待をいたしております。

これにつきましては、当然今植えても、とても生きておるうちに実になるものでございまして、先のことでございまして。そういう将来構想につきましては、まことに済いませんが、市長さん一言コメントがあれば、一つ山づくりにつきましての思いを、お願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御指摘がありましたように、今白鳥町に大型製材工場の建設が進んでおります。

郡上市が迎えている課題は、これに対して適切に製材の原木を供給するということで、戦後営々と続けてきた郡上市の山づくりというものに、やはり経済的なその果実を回収できるときを迎えられればというふうに思っております。そして、それにあわせて、そうして切った山を、再びまた後の世代に対してしっかり残していくということが必要だと思っております。その際には、戦後この数十年の植林行政というようなものの経験をしっかりと学びながら、適切どころに適切な木を人工植林

していく。あるいは中には自然の天然林に返していくというような、やはり考え方が必要ではないかというふうに思っております。

そういう中で、鷺見議員がお話になりました、私もまったくそのこと同感に思っておることは、この郡上市、特に高速道路なんかを走っていて思いますに、四季を通じて非常に郡上の山は美しい。この山をやはり今回の、戦後の人工林を切っていく際に、それをさらに今度は更新をしていく際に、ただいま御指摘があったような美しい山という山に、時間をかけてつくっていくという観点が必要なのではないかというふうに思っております。

いろんな各種の広葉樹というようなものをどうやって、これからつくっていくかということが大きな課題だと思いますので、そうした森林の景観というものをどのような方法でつくっていくかということについては、十分これから研究し、できるものから実行していきたいというふうに思っております。

(7番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 鷺見馨君。

○7番(鷺見 馨君) ありがとうございます。

当然これは財政の問題もございましょうけども。できればそういうことによりまして、多面的な山の活用や保全、環境、あるいは鳥とかそういうものの動植物を具合よく保存できると、そして鳥獣も余り田舎へはおりてこんど、そういうようなことでその仕分けができるような構想が、将来的にできんかなというような期待をいたしております。

どうかそういう意味で、ご研究をいただきますことをお願いをしたいと思います。

はい、それでは最後になりましたが、実はこれもちょっと怖い話でございますけども。郡上市も人口問題がたびたび出まして、将来構想では4万目標がなかなか容易でないなということでございます。

そこで、ちょっと統計を見ますと、郡上市30代から59歳、60までの未婚で結婚ができるという可能性の人が大体3,000人あるというように見ております。女性が3分の1、男性が3分の2ということで。これは当然御都合もありますので、一概にどうこうってことは難しいけども、大仕事やなということは確かに思うわけでございます。それで、できればいろいろの方法で今、人口増を図っておられますけども、若年層の結婚の勧めができまいかと。25ぐらいまでに何とか結婚をしてもらえれば、子どもがふえまいかなということと、生活の将来安定がどうかなという、これも疑問な問題でございますけども。そういう研究をお願いしたいということと。

もう一つは、30代ぐらいから独身になったとか、不幸で別れたとか、いろいろな人がたくさんお見えになります。これはプライバシーがありますので、余り言えませんが。こういう方が、やっぱしこれまた中に入ると、世間体の問題やら家庭の事情やら財産のことやらいろいろございます

ので、一概に言えませんが、何か応援する支援策がないかなど、こんなことも再三思います。これは人口ばかりじゃなしに、将来一人身になるか、家族の中で介護するかというようなことまで発展をしてこないかと思うんです。

1人ならやむを得ずやっぱしどうしても施設に入る。家族とすれば、あるいはどんだけでも家庭の中で介護を見るというような将来構想も考えながら、まあ入りにくい面もございますけども。そういう支援や応援ができる方策がないか、ここは参考のために、どなたが担当かわかりませんが、お尋ねをしたいと思います、よろしくお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは2点ですね、若い皆さんの結婚ということと、また、もう一つは、年をとられた方もパートナーを得られていくということが大事だというようなことの御指摘だと思いました。

一つ22年の国勢調査によりまして、20歳から24歳を例にとった場合、郡上市の男性の未婚率は92.3%、平成17年度から比べると横ばいの状態です。一方、女性におきましては83.2ということで、3%減少しているということで、少し若い人の結婚が延びているんですが、一方やっぱり、25から39歳までの未婚率は男性、女性ともに上昇をしておるということで、今御指摘のあったようなことがございます。

それで、やはり若い人であればやっぱりお子様をより産んでいただけるということは、普通考えて多いというふうに考えられますが、今般の風潮はやはり晩婚化といいますか、あるいは晩産化といいますか、そういう傾向が著しく見られるということでございます。

それでこれに対応して、やはり20歳代の出生率の低下、まあ産むということですね、方が産むということ。それから、人口減少が加速ということが、こうしたことから生まれておるわけでありますので、御指摘のようなことは希望するわけでありますけれども、非常に結婚というものは個人の自由意思に基づくデリケートな部分でございますので、行政としましてやっぱり結婚をしたい人の障がいといいますか、いろいろなバリアっていうものを、できるだけ取り外していけるような取り組みってことは原則になるっていうこととっておきまして。子育て支援あるいは女性の就労の場の問題に対して、改善ということについての取り組みということがあると思います。

そこで、まあ一つ言えることは、郡上市としては今、行政、ミニ行政パートナーの方式でもって婚活のイベントを、若い人に今委託しておりますが、今までどちらかというとそういう方向、年配の人も含めてということでしたが、ことしはぜひ若い人の企画による、若い人の出会いの場づくりをしていこうということ、計画をしておりますので、そういう取り組みの1つになっていくのではないかと。

また、スキー場において出会いの場をつくっていただいたりしておりますので、一生懸命そうい

う出会いの場づくりをしながら、そういうふうな出会い、そして若い人たちのそういう気持ちを、皆で育んでいくようにしていきたいというふうに思います。

それから、50歳以上で未婚あるいは何らかの事情で1人になられた方を含めた、単身者の割合というものも統計上出ておりますが、やはり非常にだんだん高くなっておるということであります。これはやっぱり個人の考え方や価値観によるものですので、軽々に物は言えませんが、これも前議会でも御指摘があったものですから、大人の婚活というふうなイベントをこの2年前から始めておりました。これは年齢で言うと、45歳以上から65歳という対象の男性、また2回目は40歳から60歳というふうな対象の形で取り組みをさせていただきました。年齢にかかわらず、やはりパートナーとより自立した幸せな家庭を持てただけということ、やはりみんなで育んでいく、奨励をしていくという雰囲気は大事ではないかというふうに思っておりますので。ただいま申し上げたような、ある程度そういう年齢層に配慮したようなイベントを計画をしながら、取り組みを進めさせていただきたいというふうに思っております。

高齢の方が結婚するときに周囲の顔色を伺うような風潮をなくして、そして希望する人が、いつでもそうした幸せな家庭を築くというふうな郡上市づくりということにつきまして、取り組んでいきたいというふうに思っておりますのでよろしくをお願いします。

(7番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 鷺見馨君。

○7番(鷺見 馨君) はい、どうもありがとうございました。

大変誠意のある御回答を賜りまして、心からお礼を申し上げます。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長(尾村忠雄君) 以上で、鷺見馨君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時05分を予定いたします。

(午前10時51分)

---

○議長(尾村忠雄君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時04分)

---

◇ 森 喜 人 君

○議長(尾村忠雄君) 3番 森喜人君の質問を許可いたします。

3番 森喜人君。

○3番(森 喜人君) まず冒頭に、本日10時より桂宮様御逝去によりまして、斂葬の儀が執り行われております。哀悼の誠を捧げたいと思います。

それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思いません。

通告では教育について、それから2つ目は窓口業務と対応ということで上げさせていただきましたが。

教育については、教育長ということで質問を上げてるとということで、述べさせていただきますけれども。最後に市長さんのほうにも、ぜひ御感想を聞いてみたい御教授いただきたいと思いません。

平成26年6月13日の金曜日になりますが、改正地方教育行政法というのが参議院を通過いたしました、法案として成立をいたしました。通告のときは、まだこれ通っておりませんでしたので、通ったということで市長さんにもいただきたいと思いませんが。まさに教育の大転換であるというふうに思っているわけです。

6番議員の質問の中にも答弁としてありましたけれども。首長が教育の責任を負うということで、教育長を任命するという形になりました。それから教育長が教育委員会のトップになるということで、そういったような、細かいことは私もよくわかりませんが、そうした大きな大変化と改正地方教育行政法というものが制定をされたわけでございます。

さて、そうしたこともありますので、ちょっと趣旨が変わる可能性もありますが、5つの項目を上げさせていただきました。教育長さんにずっとお話をさせていただきたいと思いません。

まずは教育の目標ということでございますけれども。これはまあ教育の目標といいますとやはり何といいましても、自立という教育、まあ1人の人が自立するということですが。そうした力を身につけていくということが非常に大切であるというふうに思いません。しかし、今の教育現場どうなっているかということなんです。私の子どものときもそうだったと思いませんけれども、教育というのはどちらかというと、努力至上主義に陥っているじゃないかというふうに思いません。

しかし、現実には、社会というのは結果が求められるわけでありまして。どうしても学校教育から社会に出たときに、そのギャップがあって非常に大きなつまずきを覚えるというようなことがあるんじゃないかというふうに感じます。特に最近では、先般も質問させていただきましたが、ブラック企業なんていう企業がありまして。やはり即戦力以外の人たちは切り捨てられてしまうというような、そうした状況もあります。これは高校、大学生の卒業生ということでありますけれども。しかし、一連の教育の流れというものが、やはりあくまでも努力至上主義に陥っていて、なかなか子どもたちが現場に対応できないということがあるのではないかなというふうに思うわけでありまして。

まず、教育のプロとしておられます教育長にそういった点について、御感想とそれから改善するようなことがあれば、お聞きしたいというふうに思いません。よろしくお願ひします。

○議長（尾村忠雄君） 森喜人君の質問に答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは今、学校教育がなかなか社会生活にとって、結果として十分機能してはいるんじゃないかと、今そういった御質問だったというふうに思いますけれども。義務教育ということをお前提にお答えをしたいと思います。

お答えをさせていただくその趣旨は、学校教育のさまざまな目標が実現をするということによって、子どもたち、少なくとも学校教育の段階では、生活や次の学習に役立っている、そういう学習になっているかどうかということについてお答えをしていきたいと思っております。

そこで、教育の目標は長期的な、例えば学校の教育目標のように長期的なもの、1時間の授業のようにごく短期的なもの、大まかに2つに分けることができますけれども。

具体的に授業の中で現在目標にしておりますのは、知識とか技能というそれぞれの教科独自の知識とか技能、例えばこれは計算ができるとか、あるいは漢字が書けるとかといったそういったものや、あるいは理科の実験方法といったようなことについてが1つの内容になりますし。もう一つは、考えたり判断をしたり表現したりする力、これが2つ目の要素になると思います。もう一つは、問題を解決する何かをやり遂げていくというそういった力。大きくはこの3つが教育の中でいう、授業を通じて達成すべき目標だというふうに思っております。

そうした目標を学校の中では、こういった過程で実現ができるようにしてる、そのための授業を行うかということですけども。

基本的には、問題を解決するという、そういう筋道で授業を行います。そのポイントは、1つは、できるだけ問題を子どもたちが見つけて、そしてそれを見通しを持って解決のための活動をするといった、その過程で学習をするわけですが。特に大事なことは一人一人に問題に取り組みせてやり切らせるということ。それからもう一つは、仲間あるいは教師と一緒に出した答え、結論あるいは方法、そういったものが正しいか正しくないかということを確認、検証すると、こういったことが大事だというふうに思っておりますけども。

そういった現在行われている授業が、果たして次の学習や、あるいは社会生活に実際に機能しているかどうかということについて、現実をお答えをしたいと思っておりますけれども。

わかったことやできなかったこと、あるいは不十分であったということについて、学校でも確認はしておりますけども。現在の段階ではやっぱりそれが少し不十分ではないかというふうにして、私は捉えている。つまり授業の最後に行って、どれだけのことがどれだけできたのかということについての確認は、まだまだ私としては不十分だというふうに思っています。

もう一点は、できたことわかったこと不十分だったことを、例えば補充をしたり、あるいはさらに発展的な問題をやったり、その子その子の力を伸ばすために、もう少し難易度の難しい問題に取り組んだりといった、そういったことについて、あるいはそのわからなかったことをもう少し細かく教え直して、治療的な指導をするといったことについて、これは率直に言って不足しているとい



うふうに思っています。

それから、もう一点ですけれども、これは不足してるというより、私は欠けているというふうに思っているんですが。結論あるいは方法、そういったことで出したものを別の教材に当てはめることができるかどうか、あるいは実際に社会に当てはめたときに、それがどうかといったことについては、これはそういったところまで突っ込んだ学習っていうのは、なかなかできていないというのが現状です。

今申し上げた3つについては、今後学校の規模が少人数化していきますので、やはりきちんと徹底をしないと、なかなか活用するという力は十分子どもたちに身につけていけないのではないかと。それは結果的に、学校と社会との、ある意味では断絶っていうのは起こり得る可能性はあるというふうに認識しています。

(3番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) ありがとうございます。

一つ一つの授業の中で、達成感をみんな持っているということですね。そういったことが本当に必要なんだろうなというふうに思います。

もう一つ、やはり学校側も子どもたちという、教育だけじゃなくて、学校サイドもやっぱり、何ですかね、自分たちは一生懸命やってるんだからというぐらいの、そういう気持ちでいると社会でなかなか理解されないといいますかね、そうしたこともあるんだろうなというふうに思っているわけでありまして。ですから、あくまでもやっぱり努力している、努力が至上主義ではなくて、ある程度結果をやっぱりその厳しさというものを教える、そうした教育をぜひ心がけていただきたいなというふうに、今思っているわけでありまして。

2つ目なんですけど、今言われましたけども、1つの達成感を得るということで、一番注目されているのは公文式みたいなですね。ああいった勉強方法なんですけども、ああいったことも非常に、これは1つの結果を出していくといいますか、わからないことはしっかりきっちりやり遂げていくということなんですけども。そうした教材といいますかね、こういったものも必要なのかなと、カリキュラムも必要なのかなというふうに思いますが。

しかし、この中でちょっと一つ特化してお話をさせていただきたいと思いますが、教科書の問題ですね。教科書、これ本来教科書っていうのは各自治体で、これ教育委員会で決めて、そして選考して、そして使えるというふうに決まっているというふうに思います。

ところが岐阜県の場合は、岐阜県が決めた教科書を全部同じ一律に使ってるんじゃないかと思いますが、そこら辺の問題なんですけれども。そうした教科書を幾つか文科省が出している教科書を選任する、選定する、そういった段階から先生方が一つ見極める力をつけながら、そうして今現場

にどういった教科書が必要かっていうことを選定する。そうしたことについてはどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、今の御質問については、教科書の採択の仕組みを、まずお答えをしたいと思いますけれども。

教科書の採択の権限というのが、お話にあったように市町村の教育委員会にあります。これはいわゆる地方教育行政の組織及び運営に関する法律に明記されているわけですが。採択地区と言いまして、関、美濃、郡上、この3つの市の教育委員会が協議をして、種目ごとに同一の教科書を採択しなければならないという、これは義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律というふうになっています。つまり、採択地区は一緒に教科書を使わなきゃいけないという、そういう決まりがあるわけなんです。

そこで、実際の採択の過程ですけれども。教科用図書採択協議会というものを設置をします。これはその目的として、市町村が協議をして、種目ごとに同一の教科書を採択するための調査研究と協議を行うというそういう機関です。各教育委員会はその採択協議会を設置することについて承認をするというのを、教育委員会で議決をして、その上で採択協議会が設置されるわけですが。その採択協議会の委員には各市教育委員会の委員長、それから教育長、そして学校教育課長、それから各市の校長会の代表、そして教員代表、学識経験者及び保護者、こうした職員で構成されている委員が、教科用図書についての調査研究を行います。

美濃地区の場合は学力の状況ですとか、あるいは学習の状況ですとか、地域のさまざまな特色、そういったものを踏まえて研究員というものがおりますので。研究員が各教科の教科書を調査研究を行います。その場合は、例えばその構成や内容はいいかとか、あるいは印刷や製本が使いやすいものになっているかどうかと、さまざまな観点がありますが、その観点に即した調査研究を行って、調査研究した結果を協議会に報告をします。これは研究員の代表が行います。その報告に基づいて協議を行って、教科書の採択を決定をし、各教育委員会が議決をして、教科書を使用していくということになります。

したがって、協議会という機関を通して、教職員がかかわるということになりますし、各教職員は教科用図書の、いわば展示してある本を手にすることができますので、その上でその教科書を読んで意見というものを所定の用紙に書くことができます。そうした所定の用紙に書かれた意見が、その採択協議会の協議のときに参考にされます。ですから県が一方的に決めるということではなくて、採択協議会で美濃地区全体に使う教科書を決めていく。それは調査研究をしていく研究員の、いわば研究の成果を生かして、参加している委員が協議をしながら決めていくということです。

そこに教職員の意見も反映がされるという、そういう仕組みになっておりますので、少し議員さ

んがおっしゃったこととは、手続上は違った部分があるというふうに御理解いただきたいと思いません。

ただ、こういった教科書のほかに、私としてはできるだけ教科書にプラスして自作した教材を使ってほしいなと思っております。

先に森議員が御質問になりました、中勘助の「銀の匙」っていった、ああいった子どもの心に一生涯残っていくような、そういった教材を教師自身が開発するっていうことは非常に大事だというふうに思っております。

(3番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) ありがとうございます。

そういった大変難しい、教科書選定するのは難しいということなのですが、ぜひそうしたことも考えていただければというふうには思っております。

ある方がこんなことを言っていました。きのうのようなきょうが来ているからといって、きょうのようなあすが来るとってはいけないということで。教育というのは本当にそういった、刻々変わっているんだろうなと思うんですけども。しかし、変えてはならないことと、変化に対応しなければならぬこと、これ両方あると思うんですよ。しかし、今本当に大きな大転換のときでもあります。

そうした中で、特にこの3つ目の中にありましたが、グローバル化・ICT化・ボーダーレス化への対応ということで、上げさせていただきました。

グローバル化の本質というのは、これは日本の若者が海外に出ていくということではなくて、これは海外の人たちが日本に来る、そしてその多くの外国の人たちが、この日本の中に住む、郡上の中にもたくさん来られると思えます。そういう中で、職場を、就職活動を争ってみたりですとか。そういったことになると思うんです。それが、まさにグローバル化であり国際化だというように思うんですが。2020年というところ東京オリンピックです。東京オリンピックがありますと、恐らく東京はもうがちゃがちゃになるでしょうし、その余波は明らかにこの郡上にも来るんじゃないかなというふうに思います。ですから、今までずっと少子化対策ということで、いろんな方々が質問されておられますけども。この七、八年後には恐らく今考えているような状況から大きく変わった人口の流れがあるということが、恐らく考えられるんだろうと思います。

そうした中で、やはり英語だとか、もちろん英語はそうですが、中国語、韓国語、そうしたことも勉強しなければならないと同時に、そうした子どもたちがどんどん入ってくることも考えなければならないんだろうというように思います。

特に教育界っていうのは、外国人の受け入れっていうのはかなり遅れていると思うんですが。そ

うしたことへの対応もお聞きしたいと思います。

それからICT化ということでもありますけれども。これは姉妹提携しております港区の青山小学校ですか、この青山小学校が真っ先にパソコンをどんどん導入して、校長先生がそういう方だったらしいんですが導入して、そうしたパソコンの教育をしたということです。立命館小学校の4年生も秋から1人1台のパソコンを導入をしていると。そしてこれ大変お金がかかりますので、父兄の親御さんの理解を得て、親もお金を出すというような形で1人に1台ずつのパソコンを使っているんだというような学校があるそうであります。

そういった中で、子どもたちがやはりパソコンを使ったり、先ほど前の質問者の回答にもありましたけども。小学校四、五年生からスマホを使っているというようなことから。こういった中で、まさにビデオの授業とそれから教師の授業が比較をされてしまうというような、そうした時代がやってきているんだなというふうに思います。

私もある本で読んだことがあるんですけども。学校の先生が教えてるような教え方以上のことを、子どもたちが既に知っているということなんですね。当然のごとく起っているそうでありまして。まさに教師の件費と、デジタル化の予算の比較みたいになってくるんだというふうなことも言われております。

そういう中で、先ほど言われたように、やはり唯一無二の自分の教育を確立する、人を確立する、そうした「銀の匙」じゃありませんけども、そうしたことが必要なんだろうなというふうに思っております。

それから、こういった中でボーダーレス化が進んでまいります。学校と家庭のボーダー、それから塾と学校のボーダー、それから子どもと先生のボーダー、そうしたものがどんどんなくなっていくしますので、本当に大変な時代を迎えるんだなというふうに思っています。そうしたものへの対応ですね、どういうふうにご考えておられるか。

さらには、福祉との兼ね合いってこともあると思います。まさに全国的に見て、成績がちょっと厳しい下位の層の子どもたちというのは、家庭そのものが崩壊しているケースがかなり多いということもお聞きします。そうした問題が郡上にあるかちょっとわかりませんが。そうした問題も含めて、こういったグローバル化、それからICT化、ボーダーレス化への対応ってということで、教育長どういふふうにお考えなのかについてということをお伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 大変大きな問題ですので、十分お答えできるかどうかわかりませんが。基本的には少しずつ変えていくというスタンスで今は臨んでおります。

特にこれから国際化あるいは情報化っていうものが進んでいきますが。私としては日本人として

郡上人としてどう生きていくかってことを基本にしたいと。特にこれからは小中学生も海外出ていくことがあるでしょうし。海外からもそうした多くの人が入ってくる可能性もありますし。同じ職場で国籍の違う人たちが働くということであっても、これも十分起こり得るというふうに思っております。

そういう中で、基本はやはり生まれ育った国あるいは地域、祖国である日本と、それからふるさとである郡上、そういったものに対する愛情と誇りを持つてことが基本だというふうに思っておりますし。そういうふるさとに立脚をして、志を持って主体性を持って生きるということが、国際化あるいは情報化の中で、子どもたちがしっかりと生き抜いていくことだろうということを思っております。

そういう変化の中で、じゃあ外国語教育どうか、情報機器に対してどうやって対応するのかっていうことですが、

ふるさとである郡上、あるいは我が国の自然そして歴史、伝統文化そういったものをしっかりと学んで、母国語である日本語で考えて表現をする、そういった力をきちんと身につけるってことが、まず私は生きる力の基本になるというふうに思っています。

そして、外国語を学んで会話力を身につけることですか、あるいは情報機器を使いこなすということは、これは私はあくまで1つの技術であるというふうに思っています。生き方の基礎があって、初めて技術が生きているというふうに思っておりますので。

そういう意味で、技術習得という立場で、現在は小学校では5、6年生に週に1時間、中学校ですと大体週に4時間ほどの学習が行われておりますが。基本的にはコミュニケーションを中心とした学習が展開をされております。そういったことを今援助するために7名のALTを配置しておりますので、十分とは言えないまでも、外国語教育については力が入っているというふうに考えていいと思いますし。

ICTにつきましては、小川小とそれから石徹白小、小規模学校にタブレットですとか、あるいは電子黒板、電子教科書を導入をして、できるだけ道具として子どもたちが使いこなせるように。かつては教師が使うためのICTであった時代がありましたけれども、これからは子どもたちが使うためのICTということですので。そういった意味での指導法の転換というのは、これは図っていくことだと思います。

国の将来計画もありますので、市としての整備計画っていうのは国の動向を見ながら今後検討していきたいと思っておりますけれども。いずれにしても各学校現場へそういったものが導入されていくってことは、これはある意味、時間の問題だと思っておりますので。指導法の改善っていうのを先に取り組みながら効果的な活用の方法等を探していきたいと。

それから、ボーダーレス化ということですが、このことについては、例えば無学年制ですと

か飛び級ですとかって、そういったことが論議されておりますが。これはもう必要に迫られてですけれども、郡上市の場合は僻地学校で複式学級で、これは学年をまたいで学級の編成をされております。そういったことが、これはやむを得ない事情としてあるわけですが、学力の向上といった場合に学級、学年を超えてということについては、これは可能性としてはあります。

しかし、日本の教育っていうのは学力向上のみではなくて、いわば生き方も含めた非常に内容を幾つか盛り込んだ教育が展開をされておりますので。基本は同一学年、同一学級の集団で行うというのが現在は基本になっております。その意味からボーダーレス化とはいって、例えば全ての学年の壁を取り払ってしまうということについては、現実的な問題ではないというふうに、対応はできないというふうに、今は私は認識しております。

それから、福祉的な問題でなかなか学習等についての十分な準備ができないではないかというようなことにつきましては、これはいわば就学についての支援という制度がありますので、経済的な状況によって支援ができるということもありますし。奨学金の制度、まあ比較的郡上は充実してるというふうに思っておりますので、そういった側面的な援助をしながら、学ぶ意欲、学ぶ意思の継続ができるような、市と教育委員会としても、その支援は続けていきたいというふうに思っております。

(3番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) ちょっと時間ありませんので、早めに質問させていただきます。

教育シンクタンクの必要性ということなんですが。これは市のほうからコンピューター等ですね学校に配られております。そうしたものの活用がどうなっているのかなということを考えますと、教育委員会のほうでは十分に把握されておらんのではないかなと思っております。

そうした中で、こういった教育シンクタンクのようなものをつくって、これは教育長のもとに置くのか、市長のもとに置くのかわかりませんが。そうしたものを置きながら、どのように活用されているかということ、この効果を確認することが必要なんではないかなと思います。

そういう意味で、大学の教育学部であるとか民間企業、NPO等のそうしたアドバイザーを抱えてシンクタンクにするのはどうかなということを、提案をさせていただきたいと思っております。

もう一つ、次質問しますが。それから教育長の力量と職員の資質向上ということで質問させていただきますけれども。制度が変わります、法律が変わりましたので、ちょっと違いますけれども。しかし、教育長という存在はあくまでも教育の専門家としての力量を持つと同時に、行政経験もあり、それから一般社会の政治経済の状況を見極めながら教育現場をリードすると、そういう資質が必要かというように思います。

教育長にお尋ねするのは何かと思いますが考え方をお聞きしたいと思っておりますし。

それから、教師の資質という点につきましては、特化してちょっと質問させていただきますが、教員には教職調整額というのが支給されているというようにお聞きしました。本来これは自分の研修とか修行のために使うというなんですけども。今は時間外手当として給与の4%が全教員に支給されていると。これが十分に使われているかということをお確認をさせていただきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 制度が変わって教育長のじゃあ役割が変わるかということ、必ずしもそうではないというふうに私は思っておりますけれども。

大事なことは、1つは市の教育方針、それから教育計画、そういったものに基づいて、計画的に教育行政を推進をしていく。そのために、1つは具体的な方向を教育長が示せるか示せないか。それから現場からさまざまな情報をいわば収集をして、そしてできるだけ現場の必要度、現場の状況、そういったことを踏まえて改善的な手を打っていけるかどうか。そして3点目には、そうしたその施策や事業についてのきちんとした評価を行えることができるかどうかということに、多分尽きるだろうというふうに思います。

そういう意味で、教育長としては事務局職員の力を十分に引き出して、事務局職員が思う存分力を発揮してくれるような、そういった事務局のいわば運営をしていくことも大事だろうというふうに思っております。

それから、教職調整額につきましては、これは率直に言いますと、いわゆる時間外手当にかわるものとして、教職員に一律4%を支給するということですが。このことにつきましては、教職員の勤務が独自である、特殊なものであるがゆえに、一律に時間外手当を支給したり、あるいは特別手当を支給されるというのは難しいということで設けられたものですが、現在見直しが進んでおります。

どういうふうな点で見直しがされているかと言いますと。1つは時間外手当にしておこうかという考え方が1つ。それから教職調整手当を勤務の状況、これはその職員がどれだけの負荷を、いわばクリアしてるかといったことを評価をした上で、メリ張りのある手当を支給しようかという、そういった点で今論議がされておまして、現在まだ結論が出ていないというような状況です。

（3番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 森喜人君。

○3番（森 喜人君） 非常にあのちょっと、広い質問なので、なかなかまとまりにくいんですが。いろんな、やはり教育長さん、それから教師の力量というものが非常に重要になってくると思いたすけれども。

これから法律が変わりまして、市長が教育に責任を持つということでございますので。そうした意味で、教育長の資質等、今も、今までの質問に関する全てのことについても、ちょっと質問した

いんですが。市長のお考えをお聞きしたいと思います。

法律が変わって、市長が、これ2015年から施行されるというように聞いておりますけれども、そうなったときに、まあ今までもずっと、教育シンクタンクもそうですし、教育長はどういう方を選んでいくのかとか、そうした点について、市長のお考えをお聞きしておきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今回、地方教育行政の組織に関する法律、いわゆる地教行法の改正があったわけではありますが。

私自身の基本的な考え方は、いろいろ事前に新聞社等からもアンケートなんかもありましたけども。私自身は、戦後の地方自治制度に持ち込まれたこの執行機関の多元性という、首長が何もかも全部自分で一手にやるのではなくて、一定の行政分野については行政委員会というものを持って、つくって、そこに執行権を分与していくといえますか、分立させていって適切な行政をすると、中立性、安定性等々の観点から行うという、この執行機関の多元性は、私は適切なものであるという観点から、今回の地教行法改正のいろんな議論に、私自身は改正の必要なしというふうに考えて、そんなアンケートの回答などもしておりました。

極論で教育委員会の廃止論といったようなものも出ておりましたけれども、私はそうすべきでないというふうに思っておりましたので。今回の成立した改正は、まあぎりぎりのところで執行機関として、これまで同様教育委員会が適切に行政をやっていくという点は担保されたという点においては、私はぎりぎりの線かなというふうに思っております。むしろ、ただ首長というのは予算編成権とか条例の制定権であるとか、あるいは地方公共団体を代表し統括をするという、そうした権限がございますので、教育の問題についても、かかわるなどと言っても実質的にはかかわっている面がございます。そういう面が今回の首長と教育委員会との、ちょっと名前には正確にはあれですが、教育行政の総括会議のようなものをもって、そういう公の場で議論をし協議をするという制度的なものが1つできたということにおいては、むしろ逆に言えば、今まで実質的にかかわっていたものが、1つの公の場といえますかそういう表の場所へ出されて議論がされるということになるのかなというふうに思っております。

今後、そういう制度が来年度から施行されるとすれば、適切に運営していきたいと思えますし。私は先ほど申し上げたような持論を持っておりますので、首長のかかわり方はあくまでも、こういう制度改正になったからといって、過度に教育のことに細かい点まで口を出すということは抑制的でありたいというふうに思っております。

それから、教育長は今度は制度的に教育委員長と教育長を兼ねると、これは現行の教育長の任期が続く限りは現在の制度で、そこで任期が切れたときにそういうふうな制度に切りかわるといふ



うに、私はこのあいだ文科省のほうから説明を受けましたが。その際には確かに教育委員長と教育長という職を兼ねるわけですから、教育長さんの責任は一層重いものになってくるかと思いますが、適切な人材を選任する必要があるというふうに思ってますが。私は、現在の青木教育長のような教育長さんをぜひとも今後とも選任をしていければ、郡上市の教育のためにいいのではないかというふうに思っています。

(3番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) ありがとうございます。

戦後69年たちまして、もう70年を迎えるわけですが。まさに教育の中立性ということ、やはりしっかりと担保しながら進めていただきたいなというふうに思います。

時間がないので、最後2つまとめて質問をさせていただきます。

窓口業務と対応ということでございます。

生活保護の現状をまずお聞きしたいと思いますが、日本国憲法では、日本人としての最低限の生活が保障されまして、さらにその自立を助長するという2つの目的をもって生活保護法が制定されておりますけれども。この生活保護の現在の郡上市の人数ですね、昨今の推移と。それから毎年の申請数の推移ですね、そうしたものをまずお聞かせいただきたいと思います。

それから、それとあわせて、なかなか窓口といっても、なかなか難しい問題が多々あるかと思えます。そういう場合にはやはり市長直接ということもたくさんあるかと思えますが。そうした市長への声がどれだけあるのかということ、まずお聞きしたいというように思います。

○議長(尾村忠雄君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) まず、生活保護の実態でございます。

御指摘のように、日本におけるこの生活保護制度というのは、私は憲法に基づく最低限度の健康で文化的な生活を営むことができるという、基本的人権にかかわる最後のセーフティーネットであるということで、非常に大切な行政であるというふうに思っております。

郡上市において現在、平成26年の4月1日現在で生活保護を受けておられる世帯の数は108世帯でございます。被保護の人数は137人でございます。この比率といいますか、人口に対する生活保護の世帯や、特に人数で申して、郡上市が特に多いかどうかということですが。岐阜市はちょっと非常に高いので、岐阜市を除く県内の市で言いますと、パーセントで言うと0.344%、通常千分比で言いますのでそれで言うと3.44パーミリのということになるんですが、郡上市の場合は百分率で言いますと0.327、千分比で3.27パーミリのことでありますので、平均よりちょっと少ないところ低いところにあるかと思えますけれども。著しく低いとか、そういうことでもない。近年、若干世帯数も被保護人数も上がってきているというような実態でございます。

窓口等における対応ということでもありますけれども、これについては、きちっとやらなければいけないというふうに思っております。これは何ていいますか、余りにも緩やかに流れてしまってもいけないし、かといって水際作戦などといって、できるだけ生活保護をしないようにということも、これまた論外であって、まさに適切にやっていかなきゃいけないということでございますが。

平成25年度の実態で言いますと、こうした生活困難ということでの相談件数が34件ございまして、そして実質いろいろ相談をしているところで、それでは生活保護を申請をしたいということで、申請をなされた件数が24件ということでございます。相談件数に対して申請された比率が70.6%ということでございますが。その申請を受けていろいろとその方の資力であるとか、あるいは扶養義務者の状態であるとか、いろんなことを調査をしなければなりません。そういったことを調査をして、実際の生活保護の開始決定に至った件数は、平成25年度は16件でございました。申請件数に対する比率は60.7%と。これは25年度は60.7%ですが、24年度は申請件数に対する開始決定件数は、20件の相談に対して17件ということ85.0%というふうになっています。

これは実際のケース、ケースがありますので、この数字の高をもって厳し過ぎたとか緩やかであったとかっていうことは一概に論ずることはできないというふうに思っています。

いずれにいたしましても、生活保護は市民の皆さんの最後のよすがとなるところでありますので、私たち郡上市においては市民の皆さんの立場に立ち、かつまた生活保護が貴重な税金によってなされているということをきちっと考えて、適切にやっていかなければいけないというふうに思っています。

具体的に生活保護の件について、私のとこまで上がってくるという件数は、私が就任以来ございません。いろんな特殊なケースでいろいろと、いろんなそれに関連したお話というものがある場合もありますけれども、実際のそれぞれの業務については健康福祉部のほうで適切になされているものというふうに考えております。

(3番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 森喜人君。

○3番（森 喜人君） ありがとうございます。

生活保護についてはそのような感じですかということでございますが。先ほど申し上げたのは、2つ目の質問も含めておったんですが。市長への直接の声をいうことで、そうした質問等はどのぐらいあるのかということもお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 市長へということ、いろいろメールであるとか投書であるとか、あるいは面談であるとかそういったことで、そういうものをもろもろ、あるいはふれあい座談会とか、いろ

んなものをもろもろ入れますと、年間に二百数十件ぐらいのそういった声というものがございます。それはでき得る限り誠実に対応いたしておりますが。中にはなかなか何遍お話を聞いても、こちらのほうはこちらのほうとして考え方を説明をしなければいけない。なかなか相談といいますか、苦情といいますか、そういったことをおっしゃって来られる方も、中には御理解がいただけないというケースもございますが。そうしたものについては、可能な限り誠意を持って行政として対応していくということ以外にはないというふうに思います。

(3番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 森喜人君。

○3番(森 喜人君) ありがとうございます。

この質問を2つさせていただいたのは、私はやっぱり市民の皆さんが行政だけではなくて、議会も一緒にみんなで解決すべきだという意味も込めて、この質問をさせていただきました。ですから、本当に大変な問題がたくさんあるかと思えますけれども。そうした問題を、執行部さらには議会も含めてみんなで解決をしていきたいなということを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(尾村忠雄君) 以上で森喜人君の質問を終了いたします。

昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時47分)

---

○議長(尾村忠雄君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

---

○議長(尾村忠雄君) ここで、市長より発言を求められておりますので、許可します。

市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 先ほどの森議員の御質問に対する私の答弁のうち、首長と教育委員会との関係において、教育委員会に関する予算や条例について言及したところがございましたが、予算の編成権あるいは条例の制定権というような言葉を使ったように思いますが、もちろん予算にしろ、条例にしろ、その議決権は議会にあるわけでございますので、正しくは予算案の編成あるいは条例案の、条例の提出、議会に対する提出権というふうに訂正をさせていただきます。よろしくお願いたします。

---

◇ 田代はつ江君

○議長(尾村忠雄君) 4番 田代はつ江君の質問を許可いたします。

4番 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） 田代はつ江です。議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行わせていただきます。議長さん、申しわけありませんけれども、3番と4番を入れかえたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは最初に、市民が安心して暮らせる町を目指してということで質問をさせていただきます。

振り込め詐欺や悪徳商法が、ますます手口を巧妙にして善良な市民をだましている事件が後を絶ちません。高齢者は、お金や健康、孤独といった不安を抱えており、悪徳商法はその心理を巧みに利用してきます。特に、振り込め詐欺の被害にあった高齢者は、一瞬にして多額の金銭を失うばかりでなく、精神的な被害にも苦しんでみえます。警察署を初め、行政では被害に遭わないための冊子をつくって配布したり、詐欺に遭わないための勉強会を開催し、市民の皆さんを守ろうと一生懸命になってくださいますが、にもかかわらず被害が後を絶たないのが現状のようです。昨年暮れ、虹の会では、郡上警察署から講師を招き、会員で勉強会を開きました。まずびっくりしたのは、岐阜県のこの1年間の特殊詐欺被害額が10億5,872万円ということでした。これは、単純に計算して500万円の詐欺にあった人が211人いるということです。最初に、振り込め詐欺や悪徳商法での市民の被害状況について、どの程度把握してみえるのかお聞きしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 田代はつ江君の質問に答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今、振り込め詐欺と悪徳商法という御質問をいただきました。その中で、振り込め詐欺とは、オレオレ詐欺とかで、まずオレオレ詐欺というのは、親族とか会社の上司を装って、特にトラブルや交通事故といったような示談の名目での詐欺でございます。また、架空請求詐欺、身に覚えのない請求、それとまた融資保証金詐欺でございます。低金利の融資でというようなことで、現金を預金口座へ振り込ませると、また還付金等の詐欺ということで、税務署とか社会保険庁等の税金とか保険料の還付の詐欺というようなことの4つを総称、詐欺とさせていただきます。その中で25年中の岐阜県内の被害でございます。115件で被害額は約2億9,136万円ということでございます。また、この振り込め詐欺の類似詐欺というものもでございます。金融商品取引でございます。また、ギャンブル必勝情報提供、この2つは儲かります詐欺と申します。また、それと異性との交際あっせん等の振り込め詐欺というものもでございます。紹介します詐欺というものでございます。この類似詐欺においては、96件ということで、被害額は8億3,277万円と、この両方をあわせて特殊詐欺というようなことで、県内では211件で約11億2,414万円の被害ということで、件数、金額もともに増加しておるという状況でございます。

それで、御質問の郡上市の被害状況でございます。郡上市では、この振り込め詐欺と類似詐欺を含めての認知件数でございますが、平成24年は1件でございます。被害額は960万円、平成25年は

4件ということで5,260万円でございます。平成26年は、1月から4月までということで、1件で200万円の被害が報告されております。件数は減少傾向でも、やはり被害金額は非常に増加傾向にあるということでございます。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。現在、広報等を活用しての放送で、啓発活動はよく行われていますが、市民の財産を守るため、市として今後どのような取り組みが必要とされているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長(尾村忠雄君) 総務部長 服部正光君。

○総務部長(服部正光君) 現在の取り組みは、やはり警察のほうに不審電話の通報とか、頻発するなどの対策を要するときには、今議員言われましたように、広報無線または音声告知、ケーブルテレビ等々、あらゆる媒体を使いながら市民の皆さんに周知徹底しながら、情報を流しておるという状況でございます。

それとまた、別の観点から消費者生活の関係もでございます。こちらにおいては、総務課の中と各振興事務所に担当職員を1名置いて、市民の皆さんからの消費生活相談に応じているという、この消費生活相談においても67件ほどの相談が25年度にあったということでございます。また、こういう事案によっては、県民生活相談センターとか、弁護士、警察等々へも相談をされるように御案内を申し上げているという状況でございます。そこで、啓発活動でございますが、市民団体の道しるべの方に御協力を得て、出前講座、6月にも2回ほど自治会のほうへ行きます。実施すると。特に、寸劇とか事例紹介等々を参加者にわかりやすいような形で啓発に努めていきたいということでございます。

それともう1点は、高齢者ばかりでなく、特に最近はインターネットでの詐欺とかそういうものがございます。そこで、やはり若年層にも成人式等々において、パンフレットの配布などをして啓発に取り組んでいるという状況でございます。特に、パンフレットにおいては、こういうようなパンフレットを配布しているという状況です。それで、市としてやはり市に郡上市の生活安全推進協議会がございまして。その中でやはり情報共有をするということと、もう1点は、郡上地区の防犯協会がございまして。その中で警察署と金融機関防犯連絡協議会等々と協力しながら、街頭啓発や高齢者宅の戸別訪問を行っているということで、昨年においても2回ほど行ってございます。

特に、最近こういう振り込め詐欺は手法も変わってきているということで、現金を受け取りに行かせるというような手法もございます。やはり今後も市民団体の皆さんの協力を得ながら、啓発に努めていきたいと。それで、振り込め詐欺は本当に身近な犯罪ということでございます。いざというときに、詐欺にだまされないように、やはり自分自身で大切な財産を守る力ということで、やは

りこの出前講座等を活用していただいて、消費者力の向上を養っていただきたいなと思っております。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。私も、1カ月ほど前に広報で喚起の注意をする放送が流れた直前に、やはり電話がありまして、ちょうど私が出ましたけど、ああいうときというのは、落ち着いてと思っても、胸がドキドキして本当にびっくりしてしまうんですけども、やはりこういうのは、自衛しかないと思いますので、こういう今、部長さんがおっしゃったような講演会とか、またいろんなところに出て行って、皆さんと情報を共有して、絶対に引っかからないような、そういう体制にとっていけるといいと思います。

では、2番目にみんなで応援しよう、消防団員ということで、質問を行わせていただきます。先日の日曜日に、操法大会が行われまして、皆さん見事な操法を披露されました。地域防災に重要な役割を果たしてくださる消防団も近年全国では団員数の減少などで消防団活動の維持が難しくなっているところも出てきていると新聞で読んだことがあります。総務省消防庁によると、平成17年4月1日現在で、かつて全国で200万人以上いた消防団員は現在約86万人となり、戦後一貫して減少を続けているということです。また、団員数の7割をサラリーマン団員が占めるようになり、平成年齢も39.7歳へと上昇しているというのが現在のようです。

最初に郡上市における消防団員の減少の推移についてお聞きします。また、減少の原因をどのように分析してみえるかも教えてください。

○議長(尾村忠雄君) 消防長 川島和美君。

○消防長(川島和美君) それでは、消防団員の減少の推移とその原因という御質問ですが、まず団員数であります。郡上市の団員数は、平成16年以降1,900人前後で推移をしております。ただ団員を確保しにくい傾向があります。また、平成16年の合併前の10年間と合併後の10年を比較しますと、平均で106人減少をしております。平成24年、25年、26年、この3年でそれぞれの団員数を見ますと、平成24年が1,865人、平成25年が1,911人で、前年と比べますと46人ふえております。平成26年は、今年度ですけれども1,893人、前年と比べて18人の減少ということになっております。原因ですが、平成16年の合併時ですが、分団数を7分団を減らしまして、当初42分団ありましたが、35分団としたという合併による消防団の再編という原因が一つ考えられます。また、少子高齢化による若年層の減少、入団する若い人が減ってきているということがあります。

それから、就業構造の変化ということで、サラリーマンの方が非常にふえて、入団しても帰宅が遅い等で活動ができないというような状況もあります。また、市外就労者の増加ということで、市外で働いてみえる方がおみえになるということが原因であります。あと、参考としまして、平成24

年には団員数の見直しをしまして、定数を2,000名から1,920人としました。それから平成17年からですが、女性団員を採用をしております。現在19名在籍してみえます。それから、平成21年から災害等支援団員の採用をしております。現在97名の方が在籍してみえます。

以上です。

(4 番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) 今、お聞きしますと、全国のような減少数はないということで、そういうふうに捉えていいですね。ただし、サラリーマン団員とか、そういう方というのは、年齢が上がってきているとか、そういうことは全国と同じだと、そういうふうに捉えました。こうした中、国は充実強化に向けた新法を制定しましたが、独自の支援策に取り組む自治体も出てきました。

長野県では、2007年度に全国に先駆けて、消防団活動に協力する事業所への応援減税を始めました。詳細については、時間の関係上、省略しますが、サラリーマン団員に配慮する協力事業所をふやし、団員の確保や出動しやすい環境をつくるのが、制度の狙いだと書かれていました。

また、愛媛県松山市では、団員証を応援事業所の登録店舗で提示すると、割引や特典が受けられる事業を始め、好評を博しているそうです。特典は、ドリンク1杯無料や飲食代、美容院などの技術料の割引、粗品進呈などがあり、家族など同伴者にも適用されるそうで、団員証は全国初のIC機能付きで、電車とバスが割引運賃で利用できるのも大きな魅力だそうです。この事業は、消防団員になってよかったと言ってもらえるような施策をと発案されたもので、団長はみんなが消防団を応援してくれているようで嬉しいと話してみえるそうです。団員数の増加も着実に成果を上げていると書かれていました。郡上市としても、できる支援策を考え、市民の安全を守ってくださる団員の確保に全力を上げていただきたいと思います。このことについて、市の考えを聞かせてください。

○議長(尾村忠雄君) 消防長 川島和美君。

○消防長(川島和美君) 郡上市としての独自の支援策というような御質問であろうかと思いますが、郡上市としましては、2点あります。

まず1点目ですが、消防団運営交付金の支給ということで、職務を円滑に行うために、団員1人当たり年2,000円を各方面隊に支給をしているところです。それから2点目としましては、消防団員等福祉共済の加入ということです。この消防団員等福祉共済のほうですが、これはほとんどの自治会が加入をしておるわけですし、独自とは言いがたいところですが、この共済の加入は、自治体の任意の加入ということになっております。消防団員の公務災害補償についてですけど、これは消防組織法や政令等によって補償しなければならないことになっております。消防団等公務災害補償と共済基金に加入をしておりますが、あわせてこの福祉共済にも郡上市として加入をしております。公務で万が一消防団員の方が亡くなられた場合は、この福祉共済から弔慰金として

2,000万円や遺族援護金などが受けられるようになっております。

あと参考までに、郡上市以外の岐阜県の中での支援が幾つかあります。まず1つ目が、岐阜県の消防協会というところがありますけれども、この協会ではゴルフ場とかホテル等ですけれども、優待利用施設の確保を行っております。それから、日本消防協会では、健康器具とか体力錬成器具等の配布を行っております。

次に、岐阜県としまして、3点ほどあります。まず1点目が、団員の在籍数等により、ポイントを加点することによって、建設工事入札参加資格者の格付けに反映をしているということが1点目です。2点目ですけれども、県知事表彰としまして、社会貢献事業所感謝状表彰が行われております。郡上市では、平成16年から70の事業所がこの県知事表彰を受賞をしております。これは、消防団員を事業所が従業員として在籍をさせ、団活動に深い理解があり、地域防災に貢献している。そういった事業所を表彰するものであります。3点目に、ことしの7月からですが、県のほうで「ありがとね！消防団水防団応援事業所制度」というのが開始されます。これは、県内のいろんな企業とか店舗に対して、県のほうから消防団に対して応援してもらえるところを募集をします。募集で参加していただいた企業、店舗に対して、県のほうから表示証をお店に掲示をしてもらいます。団員のほうには、団員証明書ということで、ステッカーを配布して、団員がそのステッカーをお店に掲示をすることによって、いろんな割引とかポイント加算とか、それぞれ各事業所独自のサービスを受けられる、そういった事業です。郡上市内の店舗等にも募集をさせてもらっているところで

以上です。

#### (4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) 私たちの知らない中で、いろいろとこうした特典とかそういうことは決められていて、消防団員の確保と、また事業所に対していろんなことがあるということをお聞きして、初めて知りましたけれども、今後も郡上市において、独自で結構です、どこどこがこういうことをやっているからというのではなくて、独自でいいですので、どうか団員が喜んで消防団員になってくださることと、またみんなが応援しているんだよという姿を見せるためにも、そういう施策をとっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

3番目に食育かるたの制作ということで、質問をしたいと思っております。近年、食を取り巻く環境が大きく変化し、食生活の乱れや食の安全への不信感などが、私たちの食にも大きな影響を与えています。

最初に、学校では給食を通しながら正しい食生活のあり方、自然に対する感謝の心、ひいてはつくってくださる方への感謝の気持ち等を話し合う機会はあるのでしょうか。ちなみに、私もこれを



読んだんですけど、助産師の内田美智子さんという方が書かれた絵本で「いのちをいただく」という本があるんですけども、これは食肉センターに勤める坂本さんという方の実話をもとに書かれた絵本なんです。本当にこれは、涙なしでは読めないというか、思い出しても胸が詰まってくるような、そういう本なんですけれども、これは全国の小中学校でも活用されている。そういうふうにお聞きしておりますけれども、こういう本等についても含めて、そういうことを話し合ってみえる機会があるのかどうかということ、最初にお聞きしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） 学校等でのこうした機会の件でございますが、現在、市内の全ての小中学校におきまして、食に関する指導計画というのを持っております。それから各教科の中にも食に関する指導をとという内容を取り扱っておりますし、また給食センターに勤務いたします栄養教諭が給食の時間に学校のほうに赴きまして、指導をしたり、あるいは担任、養護教諭との連携した授業を行っているということでございます。学校ごとに内容を工夫されまして、例えば、保護者を巻き込んだこの食に関しますアンケートの実施ですとか、あるいは献立例の紹介、それから将来自立を目指しました子どもたちによります食事づくりやお弁当づくりといったような活動も展開をされておるところでございます。また、一方、調理体験を通しまして、家族ですとか、あるいは給食センターへの感謝のメッセージのやりとりといったようなこともございます。それから、これは以前にも一般質問等でも御質問ございましたとおり、学校給食材への地場産の野菜等の地産地消の動きでございますが、これもわずかずつでございますが、広まってきておりまして、学校あるいは給食センターの企画で地元の生産者の方との交流会をやったりとかといったようなことで、そのときに感謝の気持ち等をあらわすといったような機会もございます。このような機会がずっと広がりまして、学校から子ども、それから家庭、地域へ、こういう食の大切さが広がっていくということを期待をしているというところでございます。

（４番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 田代はつ江君。

○４番（田代はつ江君） 食の大切さとともに、つくってくださる方への感謝の気持ちというのは、特に私は大切なことだと思いますので、今後も、先ほど紹介しました「いのちをいただく」という本を皆さんで読むとか、そういうことでこういう機会をつくっていただきたいと思います。

少し観点が変わるんですけども、かるた遊びをしながら、毎日の食生活を考え直すきっかけとなるよう、食育かるたを独自で制作しているところが、全国のあちらこちらにあります。市民から読み札を募集して、絵札は児童生徒が作成します。子どもたちが健康的な食生活を身につけながら、豊かな心を育んでいけるこの取り組みは、子どもたちばかりでなく、高齢者の方にとっても生き生きと元気よく毎日の生活を過ごし、食への楽しみが持てる取り組みにもなります。インターネット

で拾った高槻市野の読み札を2つほど紹介させていただきますので、参考にしながら、ぜひ郡上でも食育かるたの制作に取り組んでいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

まず、2つ紹介させていただきますのは、「かつおこぶ てづくりだしの かおりよさ」「だんらんは もうひとつの えいようそ」そして、今回、広報郡上6月号に出ておりました「あと1皿の野菜を食卓に」とこういうのがありますけど、こういうような読み札をつくって、ぜひ食育に役立てていただきたいと思いますのですが、このことについては、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、お答えをさせていただきますと思います。

これは、教育委員会部門だけではございませんで、市全部ということで、最初に説明させていただきましたと、平成21年に郡上市の食育基本計画を策定以来、食育推進会議を推進母体といたしまして、食にかかわる関係機関や組織団体でございます。郡上市の食生活改善推進協議会でありましたり、郡上食育応援隊等と共同で食育推進に取り組んでいるというところでございます。こうした中で、食育推進の1つの取り組みといたしまして、今御紹介をいただきました食育かるたの、これはもちろん郡上市でつくったものではございませんが、そういう既製品を2種類購入をいたしまして、市の栄養士、あるいは食生活改善推進員、それから食にかかわるボランティア等が幼児から小学校、中学校の食育教室の場で活用し、子どもたちの食育教育の一環として活用がされております。そのほかに、こうした食育に関係します教材といたしましては、紙芝居であったり、絵本であったり、エプロンシアターということで、エプロンをいわゆる劇場と申しますか、舞台に仕立てまして、人形であったりとか、あるいは小物でもって、そのお話を進めていくというものでございますけれども、あるいはDVDでございますが、そういうものを揃えまして、対象者に応じて幼稚園でありましたり、あるいは保育園、小学校、中学校、それから放課後児童クラブでありましたりとか、あるいは子育てサロン等にも貸し出しを行っておるという状況でございます。

それから、さらには地域のイベントで例えば食の祭典では、市民と共同で食育フェアの開催であったりとか、ゲームやクイズ等の遊びを取り入れました食育活動というのを、これは教育に限らず、市域全体ということになります。取り組んでいるということでございます。御提案のありました郡上版の食育かるたということでございます。私もこの高槻市でございましたか、食育かるたのほうを見まして、「あ」というのが「朝ごはん」というのがございましたし、「や」というのがたしか「やめようね」というような夜食の取りすぎというような食育のほうの読み札がございましたが、現在は、ほかに今申し上げましたような、絵本でありましたり、紙芝居等、こういう教材が揃っておりますので、今のところは、制作をするということは考えてはおりませんが、今後も関係機関、あるいは食に係る組織団体と連携をいたしまして、食育かるたを初めまして、さまざまな取り組みについて支援をしていきたいというふうに考えております。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ぜひ食育かるた、ほかのところでいいですので、今使っているのも、また見せていただきたいと思いますけど、できれば先ほども言いましたように、郡上市版をつくって児童から、読み札を募集して、そして絵札もみんなで作るといふ、そういうので郡上版の食育かるたをつくっていただきたいと、そういうふうをお願いをしたいと思います。

それでは、4番目になりました。順序を変えなくても全部できたんですけど、4番目に加速度的に進む少子高齢化社会への対応ということで、質問をしたいと思います。これは、皆さん今回大勢の議員の方が、この少子高齢化社会で人口が減少することに対する心配を、質問をされておりますけれども、ちょっと観点が違うかもしれませんので質問をさせていただきます。私たちの住む郡上市は、豊かな自然というのは、言うまでもありませんけれども、自然豊かな田舎でありながら、名古屋とか京都とか、大阪、東京と、いざ都会へ遊びに行こうと思えば、どこへでも気軽に出かけられる利便性があります。加速度的に進む少子高齢化社会を迎えるに当たり、全国の自治体が躍起になって移住者の獲得に精を出す中、郡上市としても、ふるさと郡上会などの活動で頑張ってみえますが、市民一人一人が郡上市に住んでいる誇りを持って、PRしていくような意識革命が必要なのではないでしょうか。業界トップシェアの宝島社が発行する田舎暮らしの本という雑誌があります。自然、食の豊かさ、暮らしやすい気候、自然災害の少なさ、移住支援制度、医療、福祉、交通の便など70項目にわたり、チェックされた上で、郡上市は総合ランキングで5位、定年後暮らしが充実した田舎ランキング、子育て世代にピッタリな田舎ランキングの両方でなんと第1位に輝きました。すごいことです。素晴らしいことだと思います。そこで、まずそこに住む市民一人一人が郡上市の広告塔となっていていただき、ブログやツイッター、フェイスブックなどでもPRしていただきたいと思います。また、印象に残るキャッチコピーも大切だと思います。下條村では「奇跡の村、下條村」と言っております。また川上村、両方とも長野県なんですけれども、「日本一健康長寿で裕福な村、川上村」こういうキャッチフレーズで頑張ってみえます。ぜひ郡上市もこういうキャッチフレーズをつくっていただいて、みんながはっと思えるような素晴らしいのをつくっていただいて、PRをしていただきたいと思います。また、郡上市に住みたいと思って、既に何人かの方が移住をされています。こういう方たちと市長さんが茶話会程度で結構ですので、歓迎会をやり、懇談をやっていただき、それをまた外へ発信していくこともいいことだと思います。まさに、官民一体となったPRにより、郡上市の移住者支援制度もますます生きてくると思われます。市としての考えをお聞かせください。

○議長(尾村忠雄君) 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長(田中義久君) それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まずもって、宝島社出版の全国誌田舎暮らしの本、2月号におきまして、これは実は前年度もやられてみえますが、今回ランクアップしたんですけれども、日本で住みたい田舎ベストランキングの総合第5位ということと、定年後暮らしが充実した田舎及び子育て世代にピッタリな田舎部門においては、それぞれ1位ということで、この郡上のよさが全国区で評価されたということは、大変ありがたいといえますか、喜ばしいことだというふうに思っております。振り返って、こうした評価をいただけたことは、郡上市には交流移住推進協議会という組織が、これはまさに今で言う市民共同型でできております。会長の小池弘さんを初め、会員の皆様が、多様な職業をやってみえる方がお集まりになってみえますけれども、本当に郡上を愛してくださって、そして一生懸命になって、人口を郡上に移住してもらおう。そして、しかも移住してもらおうに当たっても、よりよい地域との連携関係というのを構築しようというふうな手配をしてくださる。さらにもう1つは、スタッフを郡上市から業務としては委託という形で資金も、応援をしてやっているわけですけど、2人のスタッフが非常に御熱心で、しかも岐阜県でも高く評価されているわけですけども、そういう皆さんが郡上のいろいろな地域づくりと連携をされて、体験型のさまざまなメニューを起こしてくださっているということで、例えば、郡上暮らしの拝見ツアーとか、郡上の田舎に泊まりにいこうとか、そういう郡上のよさをPRしながら、都市生活者の皆様がこういうところでの生活を少し経験しながら、移住に向けての動機をどんどん高めていくと、そういうふうな機会をつくらせていただいているということでございます。

平成26年度におきましては、大都市、東京、大阪ですけれども、移住セミナーあるいは出張相談、また休日相談窓口、市内の業者の皆さんと連携した土地建物の見学会、新たな取り組みを行うこととしておりますし、それから何度も申し上げていますが、テレワーク、新しい切り口もこの取り組みの中ではやっていただけることになっております。こういうふうな取り組みに加えて、やはり郡上市における子育て支援、あるいはお越しになる皆様に対する空き家改修等の制度につきましても整えてきたということをもって、今回のこういう評価につながったのではないかというふうに捉えておまして、我々としては、それを実のある成果につなげていきたいというふうに思っております。そこで、ただいま御指摘の点でありますけれども、やはり市民の皆様幅広く知っていただくということが、これが結局は皆さんが一人一人が広告塔になっていただく。あるいは、そういう意識を高めていただけるということもありますので、ただいま言っていたような気持ちを実は私たちが持ちまして、ことしの2月にこのランキングが発表になった後で、広報の4月号におきまして、特集記事を載せて、郡上市はそういうふうにして評価されましたと、皆さんと一緒に誘致運動を、交流移住の推進をしましょうというふうな記事を書かさせていただきました。それから、ケーブルテレビのインフォメーションです。またこれの紹介をさせていただく。あるいはインターネット、ホームページにも載せさせていただきます、できるだけ広くこうした評価を受

けた郡上、そしてそういう運動を高めていく郡上というものを、広く知っていただきたいというふうにして、努めさせていただいているところであります。今後のことでありますけれども、やはりさらに知っていただくということにつきましては、ちょうどこういう本を一部抜粋してつくっているわけですが、紹介用に、出版社の御了解もいただきながら、例えば、今度の東京の郡上人会で広くお伝えをしていったり、また市内のいろいろな各団体のところでお示しをしたり、またケーブルテレビでは、ちょうど今度6月27日に石徹白地域におきましての、移住者の皆さんと地域の地域づくりの皆さんとの生番組を今度企画しておりますけれども、そういうふうにやはり地域における交流移住の取り組みと、そういう皆さんが大変全国的にもいい郡上だと言ってもらっているようなさまを、ケーブルテレビなどでもお伝えをしていきたいというふうにして考えております。

また、キャッチフレーズにつきましては、いまのところ「ずっと郡上、もっと郡上」ということで、郡上良良ちゃんとともに、いろんところで郡上のそういうイメージ発信をさせていただきたいと思っておりますし、市長も今度の東京郡上会も先般の京都の岐阜県人会に出向かれまして、親しく皆さんと交流されていますけれども、小さな会だったとしても、大いにそういう場に我々も、市長が無理であれば、副市長、我々が出向いて、交流をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) 詳細にわたり、ありがとうございました。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(尾村忠雄君) 以上で、田代はつ江君の質問を終了いたします。

---

#### ◇ 田 中 和 幸 君

○議長(尾村忠雄君) 続きまして、18番 田中和幸君の質問を許可いたします。

18番 田中和幸君。

○18番(田中和幸君) 田中です。議長から質問の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。通告に従いまして、森林行政、杉の花粉ということで質問をさせていただきます。毎年のように春になると、まずスギの花粉症に悩まされる人たちが非常に多くおられます。昔は、私たちの子どものころ、もう今から数十年ほど前といいますか。花粉症などと聞いたことがあまりありませんでした。しかし、近年になって、なぜこんなに杉の花粉が散乱して、多くの人たちが悩まされるようになったのか。まず病院で先生に聞いてみますと、杉の花粉を吸えば花粉症は、昔も今も症状が起きるのは同じだといわれます。また、体質にもよって症状の差はありますが、花粉そのものは昔も今も変わっていない。花粉を吸わなければ、花粉症にはならないと、ごく当たり前の

説明であります。まず、そのとおりでしょう。それは、花粉が飛んでいなければ、吸うこともありません。なぜこんなに花粉が飛び散るようになったのか。数十年前と現在を比較すると、花粉の飛び散る量は数十倍とも言われております。それはなぜか。私なりに、まず探ってみました。まず、太平洋戦争最中は国策で金属類は全て鉄砲の弾や戦争用具をつくるため供出しると、そういうことで家庭内にある全ての金属を鍋や釜、やかんとか、強制的に集められ、日本中の金物類がなくなってしまうぐらいでした。日本中の鉱山で、いくら製錬されても金属が間に合わなかったのです。そして、太平洋戦争が終わり、結果として鉄や金属類がなくなって、工作物は全て木材を使うようになり、建築類は言うまでもなく、自動車のボディまでが全て木材を使うようになり、山林がどんどんと伐採されて、いわゆる裸山が非常に多くなり始めたので、国策として補助を出して植林事業を始めたのであります。当時は日本中の山林を植林するには、杉の苗が到底追いつきません。どうしたら杉の苗が追いつくか、考え出したのは杉の挿し木です。これは杉の種から育てた苗より生育期間は半分の1年半で、移植または植林ができて、その上雪に非常に強くて、雪起こしをしなくてもよい、よいことづくめで、杉の植林革命とまで言われた時代がありました。しかし挿し木は、しょせん枝は枝です。いくら大きくなっても、枝は枝です。近年になってから、その成長ぶりが判明されてきて、木がうらごけで、石数がなく、板も少ししかとれないが、柱にもならない。おまけに杉の実がこれでもかというほどたくさんなり、日本中が杉の花粉でまき散らされるようになり、花粉情報がテレビの天気予報にまで出てくるようになりました。そこで林野庁が苦肉の策として、挿し木の人工林は改植をするように、補助を出して奨励をされております。それはいくら育てても、材木がうらごけで、金にならないからです。林野庁としても、終戦当時には、挿し木にまさる苗木の植林はないと奨励した建前もあるので、今になって挿し木の人工林を改植しろというのも、つじつまがあわなくて、指導の仕方が非常にこれは微妙です。例えば、財産区の公団造林地の中に杉の挿し木の人工林はないかとか、あったら面積を報告しなさいとか、補助金を出すから改植を計画しなさいなどといった、そんな方法です。

それで、公有林はそれでよいとしても、一般の私有林はそれが行き渡っていない現状であると思っております。これから杉の挿し木の人工林を全部とは言わなくても、せめて60%改植できるのは少なくとも20年以上はかかるといわれております。

そういう中で、ここで質問をいたします。質問1として、これまでに述べてきた事柄について市はどれだけ把握しているか、挿し木の人工林について協議をしたことがあれば、その内容についての報告をお願いしたいと思います。重大なことですので、よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君の質問に答弁を求めます。

農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長（三島哲也君） 質問1の挿し木苗の現状等についてでございますけれど、今、議員

がおっしゃられていましたような理由ということですが、戦後の木材需要を満たすために国策として拡大造林政策がとられ、そのときに植林用の苗が不足したということで30年代から40年代にかけて非常に挿し木苗が流通したというような現状でございます。

その中には、挿し木苗として品種が悪かったものがあつたと、そんなようなことも聞いております。じゃ挿し木苗がどれほど植えられたとかそういうことでございますけれど、挿し木苗の選択は造林業者に任されておるといふ現状がありまして、全国的にどの程度行われたかというの、そういうところがないということで非常にわからないというのが言われておりました。

県のほうについても、郡上市等でどうなんですかという問い合わせをさせていただきましたけれど、やはり岐阜県内あるいは郡上市内で挿し木苗がどの程度植えられておって分布しておるかというような正式な統計とか調査はないということでございました。ただ、そういった聞き取りをする中で、郡上市においては明宝ですとか白鳥の地域において挿し木苗で植林された地域があるということは情報として得ております。

挿し木苗がうらごけになるかという点でございますけれど、うらごけといいますのは根元から先のほうが細くなる割合が非常に高いということで急激に細くなるということで、1本当たりの材積が非常に少ないということで価値がなくなるという、そういったものがうらごけというものでございますけれど、このところについてもいろいろ聞き合わせしましたが、その辺の関連性についてははっきりと確認することはできませんでした。

といいますのは、一例を挙げますと、白鳥町の育林家でございますけれど、昭和20年代からそういった挿し木苗で育林事業をされています。これは40ヘクタールぐらいの所有山林だそうなのですが、この木につきまして育成をしてきた結果ですが、中部4県の中に優秀な林業者を表彰する中日造林賞というのがございます。その中の最高賞で林野庁長官賞というのがあるんですけど、この白鳥の林家の方は挿し木苗で育林されておまして、親子2代にわたってその林野庁の最高賞を受賞されたと、そういった経緯もございます。

また、全国的にいきますと、九州でございますけれど、平成24年度の九州7県の植林のうち、98.6%が挿し木苗で植林がされております。そういったように県自体も育林されておりますけれど、そういったところにおいてうらごけばかりの木であるというようなことで報告ということもないと。そういうようなところから、はっきりした明確なことは確認できませんでした。

ただ、県のほうの研究機関や専門家に聞きますと、うらごけの林分になるかどうかというところの判断は、実生苗であるか、挿し木苗というところではなくて品種です、苗の。苗の品種であるとか、育て方による影響のほうが大きいのではないかと、そんなようなことを言われました。

続きまして、挿し木苗による花粉の多寡というところでございますけれど、これにつきましても、はっきりとした関連性は確認できませんでした。これも県のほうへ確認させてもらったんですけ

れど、挿し木苗というよりは、その杉の木自体に傷がついておるとか、あるいは木が弱って成長がとまったとか、そういった木のほうが明らかに花粉のつく量が多いというような実例が見られるということでございました。

それで、花粉症対策としまして、現在は無花粉であるとか少花粉といった花粉症対策苗の流通が始まっておりまして、平成24年度につきましては関東圏ですけれど、首都圏の東京や千葉などでは植林された苗の100%は、もうそういった花粉症対策苗が植えられていると、そういった対策がとられておるそうです。

ただし、岐阜県ではそういった実績がありませんので、これからいろいろ研究をしまして、そういった情報を早く集めまして取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

(18番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ありがとうございます。

今、説明の中にも白鳥でということを言われましたが、ちょうど私が高校生のときでしたけれども、白鳥に県の育種場がありまして、そこですごく挿し木を盛んに作りまして、私もアルバイトに何年か行った覚えがあります。石徹白の木がいいとかということで、石徹白の挿し木のほうを切りに行ったり、それを圃場での挿し木の育成に随分と一生懸命やったことがあります。

岐阜県と、それから恵那のほうでも挿し木が相当つくられたようですが、特に白鳥は那留にそういった圃場がありましたので、非常にそこでたくさんつくりました。そのころに、市長さんのお父さんであられる方がたびたび指導に来られまして、私もいろいろ話を聞いたことがあります。そういったことで、あのときは随分もうこれに勝る、挿し木に勝る植林はないということで、すごい勢いでした。そういったことがあって特に郡上は、またその挿し木が特別、私は多いと思っております。

そういうことで次の質問ですが、郡上市の約90%が山林である面積のうち、杉の人工林面積はどれくらいか。また、そのうちの挿し木の人工林はちょっと難しいかもわかりませんが、わかりましたらどれくらいあるのでしょうかということと、全体の郡上市での杉の人工林面積は郡上市の何パーセントくらいあるのか、もしそういうことがわかれば。

それとまた、そのことについて市有林、特に昔の郡有林ですが、大和にある市有林、そういったところの状況もどうか。

以上、わかる範囲内での説明をお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長（三島哲也君） 郡上市の森林面積についてでございますけれど、郡上市の森林面積



につきましては9万2,460ヘクタールでございまして、そのうちの杉の人工林面積につきましては2万4,847ヘクタールで森林面積の26.8%を占めておるということでございます。

市有林の面積でございまして、1,650ヘクタールでございまして、そのうちの杉の人工林面積は488ヘクタールということで森林面積の29.5%ということになっています。

挿し木につきましては、先ほど説明しましたように、そういったデータをとっておりませんので確認できませんでしたので、よろしくお願ひしたいと思います。

(18番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に入ります。中国木材の進出によって杉材の搬出を希望されておられますが、伐期のきた挿し木の人工林を伐採したら、まずうらごけで石数が少ないと。そういった木材を搬出しても、石数が少ないために金にならない。このままでおいては、後に大きな社会問題が起きるのではないかと。今は割合一般の方に知られておりませんが、後にそれがわかってきた時点では大きな問題になるのではないかと考えられます。

これらのことについて、どのように対処される考えを持っておられるか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長（三島哲也君） 中国木材による木材需要に対してということでございますけれども、中国木材が稼働しますと5万立米ぐらいの原木の需要があるということでございますし、現在は郡上市全体で7万立米程度の生産量でございますので、それをどうやってこれから協力していくかというのは非常に郡上市にとっても大きな問題でございます。

そういった観点から言いかけても、これから進まれると思います利用間伐でありますとか、主伐時期を迎えた森林につきましては森林経営計画と、そういったものをまず立てていただいて計画的に伐採、それから搬出していただきたいということを思っております。これにつきましては森林組合、あと事業者、それから市、これらが一丸となって、そういった体制を整えていって取り組むべきであろうというふうに思っております。

また、搬出した材でございまして、それぞれの用途によりまして製材に向かないものであるとか、チップ、A材、C材、B材と、そういうふうに分かれると思います。そういったところにつきましても、有利に販売できるような集成材であるとか、あるいは合板用材、チップ用材あるいは、まき、そういったものとして活用していくようなことで今取り組んでおりますので、伐採事業者に対しても情報提供をしていきたいというふうに思っております。

また、先ほど質問の中で、人工林の挿し木の更新を国が進めておるといふ話でございまして、

林野庁におきましては更新伐という補助制度がございまして、人工林を再造林するときに伐採した後にまた植林をするという更新伐という制度がございまして、挿し木ということではなくて、人工林の再造林においてはそういった制度があります。そういった制度についても情報提供をしていきたいと思っておりますし、造林者あるいは山林所有者につきましても、そういったことで活用していただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

(18番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） いずれにしても、その石数が出ないということで非常に面積当たりの収穫といえますか、そういったものが少なくなる可能性が出てきますので、十分そのことはこれからも、個人の山持ちの方で「伐採して金にしたい」と言われる方が、これから特にその中国木材の関係から出てくると思っておりますので、そういったことをよく協議しながら、ぐあいよくやっていただきたいと思っております。

それから、提案として、杉の挿し木の人工林の改植のことですが、補助金制度を申請して、今、ちょっとそのことについても言われましたけれども、補助制度を活用して改植をするということを考えていただきたい。必ず植林をしなければならぬということですから、改植ということは、そうした国のいろいろな制度を研究していただいて補助金を引っ張るような勘考もしていただきたいと、森林行政を先駆けていただきたいということを思います。

次に、4番目の質問ですが、これまでは公有林を主に申し上げてきましたが、杉の挿し木の人工林を一般の私有林の所有者にどのように説明をされていくか。一般の山林所有者には、杉の挿し木の人工林がうらごけで石数が少なく、しかも杉の実がたくさんなるようなことはほとんど知られておりません、一般の方には、先人の行ったことで、今さらどうこう言われてもどうしようもないということは、やはり行政としては言われたいと思いません。責任を持って説明をしていただき、対策を考えるべきであると思っております。

このことについての考え方を申し述べていただきたいと思っております。お願いします。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長（三島哲也君） 一般の方への挿し木苗の情報ということでございますけれども、やはり中には挿し木苗等の悪い品種等があればそういった品種も出るというようなことについてですが、先ほど申しましたように、森林経営計画等で伐採あるいは間伐等をさせてもらいまして、あるいは植林等をされる場合がございますけれども、そういったときには計画をいたしますので、そういった折につきましましては今、品種あるいは育林の方法によってうらごけという状態が出ると、そういったようなことを十分に周知をして施行していきたいというふうに思っております。

また、現在でございますけれども、苗木生産ということで、これも白鳥の方なんですけれども、そういっ

た優良な苗木生産のほうに取り組んでおりますので、市としましては林家で生産される方へそういったことについて、一緒になって新しい研究を支援していきながら優良の苗が広く広がるように、これからやっていきたいというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

(18番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田中和幸君。

○18番(田中和幸君) ありがとうございます。

この杉の挿し木については、割合まだ今のところはそれほど大きな問題になっておりませんが、これがだんだん問題が大きくなってそういう状態が広がってくるばかりだと、これからは。そう思ひますので、ひとつこのことについては十分心に置いて、市のほうでもその辺の対策をこれからもしっかりやっていただきたいということをお願ひしまして、まだ時間はありますけれども、私の質問はこれだけですので、これで終わります。

ありがとうございます。

○議長(尾村忠雄君) 以上で、田中和幸君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時20分を予定いたします。

(午後 2時05分)

---

○議長(尾村忠雄君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時19分)

---

#### ◇ 村 瀬 弥 治 郎 君

○議長(尾村忠雄君) 9番 村瀬弥治郎君の質問を許可いたします。

9番 村瀬弥治郎君。

○9番(村瀬弥治郎君) 失礼をいたします。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして、今回は2点の質問をさせていただきます。

1点目は、健康診断についてということで質問をさせていただきます。

第2期特定健康診査等実施計画、平成25年から29年の5年間における取り組みについては、第1期の経験と実績を踏まえ、受診率の向上を目指し、年度ごとの目標達成状況に対する評価、見直しを行うとあります。その特定健診状況を、まず伺います。

次に、新聞紙上にも発表されておりますけれども、日本人間ドック学会あるいは健康保険組合連合会では、この春に、新基準値として、健康な人の検査値というものを示しております。

まず、血圧が上が147以下、下が94、現行と少し異なっております。また、中性脂肪につきましても、女性では32から134、男性では39から198と、現行と少し異なっておりますし、また、LDL

コレステロール値というものも、男性では30歳から80歳で72から178と、女性では年齢差はありませんけれども45から190の間であるということでもあります。

これは、150万人のがん、慢性肝臓疾患、腎臓疾患の病歴がなく、高血圧、糖尿病等の治療薬を服用していない34万人を抽出して、1万人のデータをもとにした標準的検査値であるというふうに言われております。

また、この件につきましては、先般、テレビでもやっておりますけれども、日本医師会が、人間ドック学会の発表した数値というものは国民に混乱を招くということで、いわば批判的な意見をしておりました。

こういったものをもととして、市としては、今後の新基準値というものを、現行の基準値との差というものを、どう捉え、どのようにこの数値を活用していくかということを健康福祉部長に伺います。よろしくをお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 村瀬弥治郎君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 大きく2点の御質問をいただきました。

初めに、特定健診の現状でございます。

御承知のように、高齢者の医療の確保に関する法律及び国民健康保険法の規定に基づきまして、平成20年の4月から、内臓脂肪型肥満に着目をいたしました健診が医療保険者に義務づけがされたことことから、本市におきましては、通年による健診機会の提供であるとか、個別による保健指導、こういった実施体制の見直しであるとか、実施方法の見直しをさせていただく中で、法が対象といたしております、40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者はもとより、被用者保険の被扶養者や若い世代の方々に受診機会というものを位置づけするために、本市におきましては、30歳代の市民も対象にして、受診の勧奨に努めているところでございます。

制度の改正から6年を経過をしておりますけれども、特定健診の受診率でございますが、初年度でございます平成20年度が43.5%でございましたが、平成24年度の法定の受診率でございますけれども、54.2%と年々向上しております、対象者お二人に対してお一人は受診をして見えるという状況でございます。

そして、受診の効果でございますけれども、平成23年度及び24年度の継続受診者と、いずれか単年度の受診者の比較では、1人当たりの年間における医療費に約12万円の差がございました。

また、平成24年度において診断されたメタボの対象者とそうではない方、非該当者では、約7万6,000円の医療費の差が生じているというところが、健診の結果の分析からわかっております。

また、特定健診で、メタボと診断された方が、4年間継続して受診されたことによって、そのうち3人に1人が改善がされたという効果も出てきております。

先ほど、議員からお示しのございました第2期の実施計画でございますけれども、国の参酌基準では、目標を60%としてございますけれども、本市においては、目標の受診率を65%としていることから、今後、受診勧奨のさらなる強化に努めながら、受診率の向上に努めたいと、そんなことを思っておりますので、よろしく願いをいたします。

2点目が、ドック協会が発表した数値についてどう取り扱うかという御質問でございますけれども、去る本年の4月の4日でございますけれども、日本の人間ドック協会と健康保険組合連合会の共同研究によりまして、新たな健診の基本検査27項目の基準範囲が示されたというところでございます。

この研究でございますけれども、人間ドック健診の有効性をより明確化し、受診者の生活の質の向上と医療費の適正化、こういったところを目的として研究が進められたというところで承知をしてございますけれども、今回示された内容のうち、先ほど議員からもお示しがございましたように、血圧値で例を上げますと、従来基準値では、最高血圧値の130以上については軽度異常ということになりますが、今回の基準判定値では148以上、最低血圧値85以上が軽度異常のところを、今回の判定値では95以上と、若干緩やかなものとなっております。

今回の基準範囲の人間ドックにおける運用でございますけれども、今後、十分な議論の後に進めていくということが必要であるということ、そして、今回のデータをもとに、今後、5年ないし10年間の追跡の調査を行いまして、その妥当性を検討するということになってございます。

そこで、現在、市における健診でございますけれども、判定値は、今回研究で示された健康な人の集団による基準範囲とは異なりまして、疾患の疫学的な研究によって得られた、この実績をもとに国の専門学会が設定をしましたところを統一したところで、その値を使用をさせていただいておるところでございます。

したがって、現時点におきましては、今後における調査研究の検証結果であるとか、国の指針の動向等、こんなところを注視しながら情報把握に努めさせていただきたいというところを思っております。現時点におきましては、先ほど申しました国の基準値に基づく形で、判定値という形で使用をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

(9番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 村瀬弥治郎君。

○9番(村瀬弥治郎君) ありがとうございます。ただ、新基準値というものは、男女の性別と年齢、結構幅の広い年齢の追跡調査というものをして数値的にあらわしておるという現状から見ると、やはり30代の人と70代の人とは数字が違って当たり前ということを踏まえたときに、今までのやり方だと、それを当てはめていくということにいろいろ弊害が出てくるということになると、僕は、

その辺の年代のことで、男女の差というものは、やはりどこかで考慮していったほうが良いような気がするし、今は見直しはしないということをおっしゃられましたけれども、そういったことを踏まえて、もう一度検討してみられるべきじゃないかなというふうに思っていますので、よろしく願いをいたします。

ただ、もう一つ、この雑誌ですけども、書いてありますけれども、年齢の高い人が、医者には患者は非常に弱いということで、薬を大量に飲み続けるということによって副作用、そういった病気を治すための病気をもらうというようなことがあると、医療費の増大ということも踏まえて、弊害が出ますので、その辺のことも踏まえて御検討をいただきたいと思っています。よろしく願いします。返答はいいですか。

それでは、もう一つのそのことについて、ピロリ菌のことについて質問をいたしますけれども、検診時におけるピロリ菌検査ということで、まず、我々の年代、60歳以上になっていきますと、約半数の日本人が感染していると言われているピロリ菌でございます。

胃潰瘍とか十二指腸潰瘍、もちろん胃がんの原因として認められていますし、2013年にはピロリ菌の除菌治療の保険適用というものが確立されております。

感染源としては、免疫力の弱い乳幼児期に不衛生な状態での経口感染とか、保菌者からの経口感染、あるいは一部には井戸水とか、山の水とか、そういったものを飲んで育ったのが我々の年代でございますけれども、そういった中での感染、保菌者がいるということでございます。

保菌をしているからといって全てががんになるとか、潰瘍になるとかということじゃないとは思いますが、やっぱりそういったリスクは高いということは認めざるを得ないということでございます。

その中で、検査方法としましては、内視鏡を使用する検査法ということで、培養法とか、組織鏡検査とか、迅速ウレアーゼ試験とか、内視鏡を使用しない方法もありますし、尿素呼気試験とか、抗体法とか、ふん便法とかいろいろありますが、こういったピロリ菌の検査というものの申請は、検診時に申請をすれば、保険適用ということでできるのかどうかということ、まずお聞きします。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 今、市が行っておりますがん検診のうち、胃がん検診でございますけれども、これについては、バリウムをお飲みをいただいてという形での検診という方法をとっております。

それで、万が一異常があった場合については、再検査という形で、胃カメラ等を用いて精密な検査をお願いをしていくという方法でございますが、現在のがん検診の中で、ピロリ菌の検査というものは、いわゆる検査内容の中には含まれていないというところでございます。

（9番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 村瀬弥治郎君。

○9番（村瀬弥治郎君） ありがとうございます。一つの事例というふうに捉えていただければ結構ですけど、これは私のことでございます。実は、昨年の特健診のときに、バリウムをいただきまして、判決が出まして、再検査ということになりまして、市民病院に今年に入ってから行きました。そのときに内視鏡をやりました。そのときに同時にピロリ菌の検査もお願いするというのを私は言いました。

医師は、内視鏡ですから、ここで見とってするんですけれども、これはピロリ菌の検査は必要ないと、目視で判断をされて、私は、今ピロリ菌検査をしておりませんし、もちろん除菌もしておりませんが、僕が再検査した感じなんですけれども、そのときに保険適用ができないから医者が必要ないと言ったのか、それは、私たちが実費でやればやってくさるんでしょ、その取り扱いというものはちょっと不明なんですけど、その辺はどう考えられますか。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 精密な検査をなされたというところでございますけれども、いわゆるピロリ菌の検査でございますが、適切な説明に基づく個人の受診は妨げないものの、潰瘍の経験がある方や胃炎の方であるとか、早期がん等の症状や病巣が認められる場合、こういった場合については健康保険が適用されるということでございますので、いずれにしましても、主治医もしくは受診された医師の指示に基づいてということになりますけれども、医師の判断をもって、ピロリ菌の検査が必要であろうという方については、医師のほうからの指示に基づいての対応ということで、その場合におきましては、健康保険の適用も可能であるというふうに認識をしております。

（9番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 村瀬弥治郎君。

○9番（村瀬弥治郎君） もう一度確認しますけれども、あくまでも医師の判断によるピロリ菌検査をするかしないかということでしょうけれども、それって、考えますと、ピロリ菌が保険適用になったという、安易とは言いませんけど、それに近い情報が流れとって、いざ行ったら、できませんということは、ちょっとおかしいんじゃないかと私は思いますけれども、そういうことを踏まえて、保険という適用の中で、やはり今後、ピロリ菌検査も特健診のときにしていただけることが、やはり今後、医療費の面も踏まえて重要じゃないかなと思っておりますので、ぜひとももう一度お考えをいただきまして、返答はいいですけど、要望をお願いをしておきます。

次に、自主防災の充実ということで質問をいたします。

防災時の現状でございますけれども、大地震、風水害等、大きな災害から家族、地域住民を守る、特に近年では、短時間局地的な豪雨が発生する傾向にあり、被災時の防災活動として、自主防災会の任務は大変重く感じられております。

その防災会のリーダー的存在である防災士は、地域のかなめ的人材が要求されると思っています。市は、防災士の資格取得補助金としても、防災リーダー候補者に対し経費の助成を予算計上しております。

平成24年、25年では、市内で42名の方が認証をされておりますけれども、先般、大和の自治会連合会において、大和支部においては、私は比較的少ないように感じたわけでございますけれども、この26年を踏まえた、その後の状況を総務部長に伺います。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） まず防災士というものの定義的なことでございます。

まず、防災士とはどのような活動をされるのかということで、やはり社会のさまざまな場で防災力を高める活動期待していただきたいなと思っております。

そこで、やはり十分な意識と一定の知識と技能を取得した方が、NPO法人防災士機構のほうから認証されるということでございます。

まず、なるためには、やはり研修講座に参加していただくと、今二とおりございます。県の研修講座と機構の講座、二とおりございます。そこで、自主防災組織の運営とか、地域住民による救出活動などの地域の防災と災害対策活動、または地震とか、土砂災害などの災害発生の仕組みとか、特に今議員言われましたように、気象情報や避難勧告等による災害に関する情報などを学んで、合格した人が防災士になるということでございます。

それで、防災士の資格取得者でございます。今、郡上市の自主防災組織活動補助金、これを活用されて、制度を利用して防災士の資格を取得された方は、市内で40名でございます。それと、市の職員で資格を取得した者が21名というふうでございます。

それで、職員を除いて、防災士がいる自治会、地区会は31名ということで、市全体では14%という状況でございます。

（9番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 村瀬弥治郎君。

○9番（村瀬弥治郎君） ありがとうございます。24、25で、14%というような数字をいただきましたけれども、やはり防災士という任務の遂行上、まだまだ研修を受けていただいて、認証をされることを望みたいと思っていますし、こういった人材の方は、やはりそういったところに、今まで経験でおられた消防団OBとか、そういった方が望ましいと私も思いますけれども、それに限らず、やはり地域をよく知り得た、ある程度年配も結構でございますけれども、そういった人材を地域から出していただいて、ぜひとも、もう少し多くの郡上市の防災士の人的な人たちをつくっていただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。



○総務部長（服部正光君） 今御質問の中に、防災士の育成というようなこともございましたので、防災士は、災害時において非常に重要な活動をしていただかならんということで、やはり市としても、目標的には、自主防災会の中で最低1名の方を資格を取得していただきたいなと思ってます。

それとまた、今言われました、どういう方ということで、やはり地域の防災リーダーということでございます。やはり自治会長さんとか地区長さんの御推薦を受けて、やはり地域の中で非常に防災に関する意欲のある方、こういうような方を御推薦いただいた方に、今、市の補助金として対象にさせていただいておるという状況でございます。

（9番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 村瀬弥治郎君。

○9番（村瀬弥治郎君） ありがとうございます。ぜひともお願いいたします。

次に、消防団の各方面でのヘッドライト貸与の件ということで、お願いをいたします。

6月15日には、和良総合グラウンドにおいて、第11回の市の消防団の7方面隊による、小型ポンプ操法の大会が開催されております。大会にあわせて、春から、選手には精力的に練習を重ねられて、消防技術の確実な習得、迅速、的確な動作ということで、こういった動作の技術的なことは、実際の火災現場においても、住民の安全安心を担保するには当然欠かせないという団員の任務のあらわれと感ずるところであります。

一たび災害が発生をすれば、昼夜を問わず任務の遂行を果たさねばならないということでございます。

そのときに、当然、その時点で、自分自身の身の安全も確保されるということが必要だと思えますし、特に夜間においては、自分の足元とか、そういったものを照らすためにも、そんな意味合いからも、安全対策備品といたしまして、各方面隊の部の詰所に設置をする必要があると思えますけれども、消防長の所見を伺います。よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） まず、消防団員の夜間活動の現状ということですけど、消防団の車両に作業灯がついておりますので、夜間はこれを使うか、または発電機と投光機を積んでおりますので、これを使うか、または懐中電灯も積載をしておりますので、これを使うかというのが現状です。

今、御質問のヘッドライトの配備ということですけども、これは、市長、それから副市長と協議をさせていただきました。やはり、夜間の消火活動、それから夜間の捜索活動等もあるわけですけども、このヘッドライトはヘルメットにつけるわけですので、両手があくわけです。そういったことを考えると、非常に安全で有効な装備品であるということで、全団員を対象に配備を計画的に進めていくということとさせていただきましたので、申し上げます。

それから、他の消防団員の個人装備品ということで、雨天時のかっぱ、これは、現在は、各団員

が自分の物を使って現場に出ているんですけれども、かっぱも、個人装備品としては使用頻度も高いだろうし必要であるというようなことで、今後、計画的に配備を進めていく予定でありますので、よろしくお願ひします。

以上です。

(9番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 村瀬弥治郎君。

○9番(村瀬弥治郎君) 4つ目の質問で、初めて納得いく答弁をいただきました。

これをもちまして質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長(尾村忠雄君) 以上で、村瀬弥治郎君の質問を終了いたします。

---

#### ◇ 古 川 文 雄 君

○議長(尾村忠雄君) 続きまして、10番 古川文雄君の質問を許可いたします。

10番 古川文雄君。

○10番(古川文雄君) 失礼をいたします。議長さんより発言のお許しをいただきましたので、今回は2点に絞りまして、少し深く、幾つかの質問をさせていただきますので、どうかよろしくお願ひを申し上げます。

なお、2日目の一般質問の最終ということで、大変お疲れだと思いますけれども、しばらくの間、おつき合ひのほどよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、1点目でございますけれども、長良川鉄道の現状と今後の取り組み方向についてを質問させていただきます。

長良川鉄道が昭和61年12月に開業されて、ことして28年目を迎え、その間、歴代の社長さんを初め、関係各位の御尽力によりまして、管理運営をされておりますことに対しまして、心より敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

私たちも、でき得る限り長良川鉄道を利用するよう、日ごろ心がけておるところでございます。

近年の長良川鉄道の経営収支状況と損失と負担の状況、今後、線路等の運行基盤の整備していかなければならない項目と、そのための概算費用と、年度別計画はいかががお尋ねをいたします。

少子高齢化がますます進行し、乗客が減少する中で、各種のイベント列車の企画等到大変御尽力をいただいておりますが、乗車人員のうち、イベント、通勤通学別等の乗車状況と、今後の具体的な取り組み方向と経営方針はいかがをお尋ねいたします。

あわせて、近年、全国の第三セクター鉄道の自治体におかれましては、老朽化した線路や駅などの施設の維持管理費用の軽減を図るために、自治体が線路や駅などの施設を保有する上下分離という方式を導入する動きも大変広がってきておりますが、このことに対しましていかがお考えで

しょうか。

また、ますます少子高齢化が進行する中、鉄道に対する市民の心と目を長良川鉄道に向ける等の市民の意識改革を始め、駅舎の中で、美並町だけでも、深戸の駅でありますとか、大矢の駅等々、まだまだ有効活用できる駅がたくさんあるかと思えます。

市民の皆様方初め、市外の方々からも、有効活用の提案も寄せられておるところでございます。

その提案の一つとしましても、沿線各駅舎に、アートの芸術的な作家の関係者に呼びかけまして、各駅舎をアートでデザインすることによりまして、駅舎の美化と列車に乗られる乗客の方々からも大変喜ばれるんじゃないかというような提案も受けておりますけれども、いかがでしょうか。

いずれにしても、地域と一体になり、駅舎のイメージ向上と高齢者福祉、地域活性化施策等への積極的な駅舎の有効活用取り組みに対応が望まれますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

また、県では、清流の国づくりを提唱されておまして、沿線住民乗車への大幅な増加が期待ができない中で、経営改善の鍵は、観光客の誘致や、鉄道以外の事業収入が望まれるんじゃないかというふうに思っております。

特に美濃市以北は、天下の清流長良川と平行して走る長良川鉄道と、すばらしい山紫水明に恵まれました景観を活用しまして、車窓から景観を楽しめるトロッコ列車が、平成4年から平成15年までの11年間運行されておりましたが、今こそ、早期運行再開が望まれますが、いかがでしょうか。

あわせて、昨年末に、SL蒸気機関車を沿線市の民間関係者が連携をとり、長良川鉄道にぜひとも走らせようじゃないかという構想が持ち上がりました。私のほうにも、声がかかっておるところでございます。

昔のままの蒸気車両でございますと、線路敷等の課題があると思いますが、今の線路で運行可能な車両にて運行が望まれております。トロッコ列車とあわせて、早期実施に向けて取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

あわせて、日本でも数少ない温泉駅のある子宝の湯のPRと有効活用により、利用客の増加にもつないでいけるのではないかというふうに願っているところでございます。

市長さんは社長さんでもあり、ぜひとも早期実現をと願っておりますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

1点目、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 古川文雄君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 長良川鉄道の経営の状況、運行の状況等について、いろいろお尋ねがあったわけでございますが、お答えをいたしたいと思えます。

数字がたくさんありますので、ちょっとパネルをつくってまいりましたけど、まず質問の御順序とは若干違うかもしれませんが、この3年間の長良川鉄道の輸送人員ベースの利用の状況でございます。皆様のほうのお手元には、紙で、下のほうに表がつくってあると思いますが、この3年間見てみますと、長良川鉄道の1年間の利用人員数は、平成23年度の77万5,000人、24年度が73万6,000人、昨年度25年度が72万人ということで、いろいろと努力はいたしましたけれども、24と25と比べますと、利用人員の比率は対前年比で97%ほどになっております。

合計は97%ということですが、これを定期と定期外というふうに見てみますと、定期が46万人、43万人、41万7,000人という推移をたどっております。そのうち、特にやはり高校生の通学がどうしても沿線の高校生の定員の減少、あるいは定員割れといったようなことで、37万2,000人、35万人、昨年度は33万7,000人ということでございました。通勤は、昨年とその前の年度と比べると、ほぼ8万人ということで横ばいでもございました。

それに対しまして、定期外のほうでありますけれども、3年間31万5,000人、30万6,000人、30万3,000人というようなことであります。

これも、一般の利用ということで、この中にももちろん観光客の方々が入っておりますが、通常の切符を買って利用していただく方の推移、26万5,000人から26万2,000人ということであります。

いろいろとイベント企画をいたしまして、乗客の確保に努力をしておりますが、これについては、1,000人単位で勘定しますと、平成24年度と25年度は4万1,000人とほぼ横ばいという形となっております。

いずれにいたしましても、こういう乗客の状況でございまして、乗客の人員ベースで言いますと、平成25年度で申し上げますと、定期のほうの利用客がほぼ6割弱、57.9%、それから定期外が42.1%と、こういう利用状況になっているということであります。

それで、今度は金目のほうでお話を申し上げますと、これが長良川鉄道の経営状況でありますけれども、収入のほうは、3年間、2億8,300万円ほど、それから2億7,100万余円、そして2億6,800万円というような形で、24年度と25年度と比べますと、収入は98.8%という状態になっております。

それで、やはり収入のほうで見ますと、定期のほうが、例えば24と25と比べますと94.5%、そして、定期外ということで、一般の利用と、あるいはイベント企画等でやっております形での収入が伸びまして101.9%という形で伸びております。

それから、もう一つ、運用雑収入ということで、先ほど駅舎の利用等いろいろございましたが、今、関口駅をコンビニ店に貸して駅舎と兼用でやっておりますので、そういう関係で、平成24年度と25年度で、雑収入が1,300万円余から1,900万円余という形でふえたというようなことでございますが、こんな状況でございます。

一方、支出でございますが、長良川鉄道を運用していくためには大体年間4億7,800万円、4億6,100万円、4億6,200万円というようにかかっておりまして、そのうちの人件費につきましてはいろいろと努力をしておりますが、3年間の推移で言いますと3億2,000万円、3億700万円、3億200万円というようなことで、昨年度は、人件費については、500万円ほど、いろいろ嘱託に切りかえるとか、いろんな形で努力をしまして、人件費は削減をいたしました。

しかし、片一方で、事業費のほうで、特に昨年はディーゼルカーを動かす動力費、この燃料が非常に上がりまして、結局、前の24年度が3,000万円ほどで済んだものが、25年度は3,555万円ということで、ほぼ人件費の削減努力を動力費の値上がりが吸収してしまったというような感じでございますけれども、こんな状態になっております。

そういうようなことで、全体で、経常損益というものを大体最終的に計算して見ますと、1億9,500万円、1億8,900万円、1億9,400万円というような推移になっております。

こういうものの中から、特別損失とか、特別収入とか、そういうものを差し引いて、最終的に経営安定補助金という形で市が出しておるものがあるわけでございますが、そのうちの大体、郡上市は分担率が51.3%ほどでございますので、経営安定補助金というのが、大体6,000万円余、5,800万円、そして昨年は6,600万円というほどになったということでございます。

そのほか、市のほうでは、いろいろ国県の補助を受けて、鉄道が行いますトンネルですとか、橋梁ですとか、あるいはレールですとか、いろんなものの建設改良等を行いますので、それに対する市の負担金も5,500万円、5,600万円、6,400万円というように推移をしております。最終的に郡上市として財政負担をしております金額は、3年間それぞれ、1億1,500万円余、1億1,400万円、1億3,000万円と、こんな状態になっているということでございます。

ただいま大体申し上げましたような概要で推移しておりますが、何とか、私どもは、乗客をふやすことによって経営の安定を図っていきたいということで努力をしておりますが、先ほど申し上げました、特に高校生等の定期等についてはどうしても構造的な問題があって、なかなか増大ということは難しいので、やはり先ほども御指摘がございましたが、定期外のところの一般利用、そして、また特にイベント企画列車等による収入の確保を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、お尋ねの今後どの程度いろんな、鉄道を維持していくための補修であるとか、そういうような基盤整備、そういったものがかかるかということでございますが、項目的には、トンネルの補修であるとか、レールの重軌条化ということで、レールを重い規格のものに、必要なところはしていくというようなこと、あるいは枕木の更新、これも、木の枕木をコンクリートの枕木にかえたり、あるいは木の場合も、古くなったものをかえるといったようなこと、そして橋梁の補修、そしていろんな保安通信関係の設備の改良、それから、その上を走ります車両の点検であるとか、補

修、大規模修繕等々、こうした経費が要るわけですが、これは許されれば、いろいろとすぐやりたいものもございしますが、やはり国県の補助金ということと、それから沿線市町の負担の限度ということもございしますので、大体おおむね、これから5年間も、1年間のそうした改良修繕等の経費をおおむね2億円程度ということで、沿線市町の負担がおおむね1億1,000万円程度で抑えられるようにと、こういうようなことで計画を立てているところでございます。

そして、若干郡上関係の利用の状況を申し上げますと、特に高校生の通学ということでは、今年度は、郡上高校で大体40人、これは全体の生徒の5%ぐらいに当たります。それから、郡上北高校で全体の生徒数の20%に当たる57人が長良川鉄道を利用しているといったような状態で、高校生の通学の足としても重要な役割を果たしているというふうに思っております。

今後の経営方針でございますけれども、やはり先ほども申し上げましたように、できるだけ、もちろん高校生あるいは通勤客の、そうした定期の客の増大ということも、いろんな事業所等を専務が訪問したりして努力してくれておりますが、今後、やはりいわゆる定期外の観光客等を中心にした乗客の増を図っていききたいというふうに思っております。

そういうものの中で、御提言の魅力ある列車、そういうようなことも必要だろうというふうには思っておりますが、先ほどお話のございましたトロッコ列車については、平成15年の7月に事故を起こして以来、比較的すぐだったようでございますが、いろいろとトロッコ列車については、牽引する車両とその次ぐらいが二軸列車、4つ輪がついているような構造になっていて、比較的脱線しやすいという問題もあったようでございまして、現在はそれを処分をしております、トロッコ列車そのものは、現在、長良川鉄道が保有をしていないという状況でございます。

それから、SLというのは、非常に魅力のあるものであるわけでありましてけれども、先ほど御指摘のように、現在の長良川鉄道のレールの状況、土床の状況では、なかなか運行が難しいというふうに判断しております。

非常に軽便なものもあるかもしれませんが、いずれにしても、SLそのものと、そういう車両を借りたり、あるいはSLの運転の資格を持っている者が残念ながら現時点では長良川鉄道にはいないということのようでございまして、いろんな御要望もあるやに聞いておりますが、なかなか難しいかなと思っております。

ただ、先ほどの観光という面を伸ばしていくというために、何らかの形で魅力のある観光車両というようなものがつくれないかという研究は今いたしております、例えば既存の車両を大幅にそういった魅力のあるものに改善をするというようなことも考えられるんじゃないかというようなことで、この前、沿線市町の職員の研究会の中でもそうした提言が出ておりますので、実際に導入する場合に、どういう問題があるか、どんな収入の見込があるかといったようなことを、これから、副市長を中心にした検討会でも検討してもらうように、今考えているところでございます。

それから、特に、沿線の駅舎の利用ということは確かに御提言があったように、何らかの形で鉄道というものに目を向けてもらう、あるいはそのことによって、鉄道の利用もしてもらうということでは大変魅力のある御提案だと思っておりますし、私たちも、先ほど関口駅の話をしました、何らかの形で、駅の利用ということは、今後重要な問題だと思っておりますので、真剣に検討してまいりたいというふうに思います。

それから、何よりもやはり頼りになるのは、沿線の皆さんの鉄道に対する愛情ということだと思います。やはり長良川鉄道に目を向けてもらって、その日常、私は、1年に1回でもいいから、この沿線の市町の人何らかの形で長良川鉄道を利用してリクリエーションに出かけるなり、用務に出かけるなりというようなことができないかというふうに思っておりますけれども、そんな運動もできればやっていければというふうに思っております。

いずれにいたしましても、長良川鉄道、大変厳しい状況ではありますが、今後とも、沿線の市町の重要な生活交通の足として、そしてまた、沿線地域の観光とか、活性化とか、そういったことの役にも立つように努力をしてまいりたいというふうに思います。

(10番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 市長さんにおかれましては、詳細な、しかもわかりやすいパネルでもって資料を作成いただきまして、社長さんみずから御説明いただきましてありがとうございました。また、日ごろの本当に御尽力に感謝をしておるところでございます。

そんな中で、1点は、駅舎につきまして検討していきたいということがございましたが、関口の駅の活用されておるところでございますが、先ほど検討していただけるということでございますので、地域も、また市外の方々も大いに協力したいというふうに言っておられますので、沿線中の駅を有効な活用、またはアート等々含めまして美化につないでいただくとありがたいなというふうに思っております。

また、トロッコ列車、SL機関車の関係でございますが、特に、ちょうどきのうの新聞だったと思いますけれども、国では2020年のオリンピックに向けて、観光立国という実現に向けまして、アクション・プログラム2014というのを、政府目標をここんとこで発表されるようでございますし、本格的な少子高齢化社会を迎えるというようなことで、そんな中での日本を、観光産業に大きな伸びが期待できるという数少ない分野であるというようなことを言われておりますし、あわせて清流の国づくり岐阜ということでもうされておりますので、ぜひともそういう補助を利用させていただきながら、トロッコ列車は、あのときの脱線は美並市内でございましたけれども、ぜひ再開をいただきたいと思っております。SL列車、何とかオリンピックまでに実現をいただくとありがたいなというふうに思っております。

その前に、ちょっと上下分離の話聞いたほうがよろしいでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 先ほどの答弁で、上下分離の話を通らしてございまして失礼をいたしました。

上下分離ということで、鉄道を運行するためのいろんな基盤の整備等は公でやって、列車の運行を別会社でやるという発想でありますけれども、全国各地で大分取り上げられております。

長良川鉄道についても、これを導入したらどうかという、この前の職員の検討会にも俎上に出しておりますが、実際問題として、長良川鉄道の場合には、先ほども申し上げましたように、ほとんどの基盤の整備は、本来は、国、県、市、町が持って、一定の会社も持つところを、会社の負担分を全て沿線市町が持っているということでは、ある意味では、基盤のところは全て公的なところで負担をしているので、会社が別々ではありませんけれども、ほぼそのような財政構造にはなっているということでもあります。

ただ、いろいろな意見の中では、そういう形にして、しかし運行をする部分だけ別会社にするということで、しっかり経営の気構えを持ってやるという意味では効果があるんじゃないかという議論もありますので、この辺のところは、やはり副市長の検討会等を踏まえて、方向を出していかなければならない問題だというふうに考えております。

（10番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） ありがとうございます。今、上下分離関係につきましても、市長さんおっしゃるとおり市での負担があるということはそうだと思いますけれども、いずれにしても、上下分離の取り扱いをすることによりまして、それぞれの地域の一体となった取り組みと活性化もできるという面のメリットもあるんじゃないかと、そのメリットだけでも取り上げてもらってもいいのかなというふうに思っております。

どうかよろしくお願ひしたいと思ひますし、我々、たまでございませぬけれども、列車に乗らせていただきますと、最近気がつかますのは、列車の運転手さん、非常に若い運転手さんが非常に多いということで、非常に心強く思っておりますし、うれしく思っております。

そんな中で、やっぱりより長良川鉄道を盛り上げていかんかということをもより強く思っております。

そんなところで、先ほど市長さん言われましたし、私も提案しましたが、より市民の皆さんが意識を改革いただいて、皆さんと一緒に盛上げていただければありがたいと思ひますし、このピンチとは言ひませぬけど、チャンスに変えながら、よりすばらしい鉄道を期待申し上げまして、1点目の質問を終わらせていただきます。

それでは、2点目でございますけれども、若者が安心して就職でき、定住できる人口増加対策に



ついてでございます。

ことしの3月に、市制施行丸10年を迎え、先日の5月25日には、10周年記念事業が盛大に開催されまして、関係各位の御尽力に心より感謝を申し上げます所存でございます。

この10年間、郡上市になってから、企業誘致、導入における取り組み、御尽力をいただいておりますけれども、その状況と成果はどのような状況でありますでしょうか。また、反面、廃業撤退された状況はいかがでしょうか。

そのような中で、市内の雇用情勢をどう把握されておられるでしょうか。

また、合併時の平成16年から24年度までの9年間の人口動向を見ますと、市の人口が9年間で4,476人減少しております、そのうち、出生、死亡による自然減が2,370人、転入が7,260人に対しまして、転出は9,621人と、2,361人の社会減という状況というふうに聞いております。

いかに、出生増はもちろんのこと転入、転出を重きにおいて取り組むべきというふうに考えております。

近年における市民の高校、大学卒業後の市内の就職定住率はどのような状況にあるでしょうか。

このままでは、高校、大学等卒業後、若い方々が勤務の関係等で転出される傾向にありまして、ますます高齢者のみの世帯が増加してくるんじゃないかと、最近の資料を見ていると、郡上市内の高齢者のみの世帯が約30%というふうに聞いておりますけれども、ちなみに6月1日現在の市内の高齢化率を伺ってみますと、現在、32.7%というふうに聞いております。

市内のうち、自治会単位が一番高齢化率の高い地区を見ますと、何と89.3%という率となっておりますし、2番目には63.8%というような状況にありまして、若い方々の人口減少が進行することを大変懸念をしておるところでございます。

子育て支援施策に格別御配慮をいただいておりますところではありますが、大変重要なことではありますけれども、その前に、若い方々が市内に就職し、安心して定住できる雇用環境等の整備施策が整わないと人口がふえないわけでありまして、具体的かつ積極的な人口増加施策が重要であり、昨日からの一般質問の中でも、同僚議員の方々、数名の方々が、企業の誘致と人口増加対策を強く訴えられ望まれておるところでございます。

11年目を迎え、将来を見据え真の活力ある郡上市を目指すために、市長さんは「ずっと郡上・もっと郡上」を提唱されております。

各方面、各分野、御配慮いただいておりますけれども、今の状況のままでは少し危惧をしておるところでございます。

今後、将来に向けまして、抜本的な産業経済、教育福祉環境含めた政策等の思い切った転換と徹底的な起業支援、企業を初め、各種学校等を含めた徹底した誘致戦略によります雇用の場の確保、若い世代の居住の増等、人口増加に向けた重点政策実施について、市民の皆様からも意見が寄せら

れており、急務と思われませんが、いかがお考えでしょうか。

今の現状では企業を誘致し募集しても人材が少ない状況じゃないかというふうに思います。あわせて、65歳定年制の導入をされる企業、病院等もふえつつあります。

高校までは、郡上市から訪問されて、市のPRをされておられると思いますが、今後は、大学等、専門学校等へも積極的に訪問していただき、若い方々が郡上に勤務し、定住者がふえることへの取り組みが必要ではないでしょうか。

先日の新聞発表で、中濃の近隣市長さんの就任1年間の雇用対策の会見で、工業団地に1年間で5社進出、6区画が完売し、雇用確保につながったというふうに報じられております。

昨年来私も、郡上市で企業誘致で委嘱されております、高木専門員さんと企業誘致に向けて相談をさせていただいておりますが、とてもすばらしい方であり感謝をしておるところでございます。

その中で感じましたことは、いかに、その提案を受けて市の関係者が、課題、物件に対し、熱意と行動力を持って動いていける体制を整備し、県内を初め、中部、関東、関西等々地区へ足を運び、とことん対応することが企業誘致等の実現につながっていくのではないかというふうに感じております。

決して、職員の皆様が怠っておられるのではなくて、兼務の業務が多く、思いがあっても動けないのが現状ではないでしょうか。

あわせて、企業だけではなくて、7年ぐらい前だったと思いますが、例えば専門学校の誘致の話が出ておったんじゃないかなというふうに思っておりますが、各種学校等を初め、幅広い分野での誘致により、若い方々が集まり、働ける、あわせて、それがひいては婚活にもつながっていくというふうに思います。そんな若い方がふえていく活気が必要と思いますが、いかがでしょうか。

11年目を迎え、東海環状自動車道西回りルート of 整備、東海北陸自動車道の4車線化の工事促進、また北陸新幹線の来年の春の金沢駅の開業、また中部セントレア空港もまことに近い等々の道路交通網の環境も整備促進されておまして、郡上市は本当に好位置、好環境にあるというふうに思います。

昨年の郡上市の観光入り込み客は656万人というふうに聞いておるところでございます。観光産業部門においても、取り組んでいただけることも多いんじゃないかなというふうに思っております。

今こそ、郡上市の将来に向けて、どう取り組んでいくかが重要な時期であるというふうに思っております。人口増加、雇用、経済の活性化等の方針、重点を明確化していただき、それぞれの部署で兼務をいただいておりますが、プロジェクトチームの設置を初め、専門的、徹底した取り組める担当部署の設置と人材確保が急務と思われませんが、いかがでしょうか、2点目、よろしく願い申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） それでは、私のほうから、雇用の状況について御説明を申し上げます。

まず、先ほど冒頭御質問がございました、企業誘致、導入の状況でございます。

これまでの主な企業誘致の状況でございますが、白鳥町勝光島工業団地に乳製品の加工企業、これは平成19年4月に操業を開始しております。新規雇用23名と伺っております。さらには、昨年9月操業開始いたしました、和良町鹿倉地内のシメジ生産工場と、ここでは新規雇用21名というふうにして聞いております。

それから、御案内のとおりでございますが、白鳥町那留地内の大型木材製材工場ということで、27年度創業予定ということで、新規雇用23名程度の予定であるというふうにして聞いておるところでございます。

また、企業誘致ではございませんが、企業の拡大の状況でございます。これは、17年から25年度のうちで、自動車部品生産を初めといたします製造業、あるいは運送業、あるいはサービス業等々で、21社、雇用拡大178名という状況でございます。

また、廃業撤退された状況ということでございますが、これについてはお名前申し上げるわけにはまいりませんが、中堅の自動車部品製造企業を中心に、製造業でありますとか、建設建築業等がございます。事業所統計なんかを見ますと、平成18年には、3,383事業所ありましたのが、24年には2,932事業所に減っておるといったような状況でございます。

これらを踏まえた雇用情勢でございますが、ハローワーク岐阜八幡の有効求人倍率でございますが、リーマン・ショック以降、1.0倍を割り込む状況が続いておったわけなんですけど、昨年の6月以降、1.0倍を越す状況となりました。この状況は、ことし4月に入りましても続きまして、有効求人倍率4月現在で1.04となっておりますということでございます。

ただ、議員御指摘のとおりでございますが、ハローワーク岐阜八幡、あるいは郡上市雇用対策協議会の会員のほうの意見を聞きますと、やはり求人をしてなかなか人が集まらないといった状況もありますし、また、せっかく就職されても途中でやめられる傾向があるといったことから、やはりこれからの課題といたしまして、新たな人材の確保や若者のやる気の喚起といったことが課題かなということを考えております。

それから、次に、高校大学卒業後の状況ということでございますが、3月にも御質問がございまして回答をしておるところでございますが、例えば25年のことを申し上げますと、94名の方が市内の2高校から就職を希望されておまして、そのうち市内就職者は52名、割合では55.4%が市内に就職をされておるといったことなんですけど、ただ、全体の卒業生が401名ですもんですから、その割合でいきますと、401人のうち52名が市内の就職ということで、12.9%が市内に就職されて、あとは学校等へ進学をされておるといったようなことでございます。

それから、大学の卒業者ということですが、これについては、ハローワークのほうも、実は把握をしとらん状況がございまして、ハローワークが把握しておるものについて御紹介申し上げますと、平成25年度は、大学卒で14件の求人があったと、ただ、それに応募する人は少なかったということを知っております。

このような状況でございますので、ことしは雇用対策協議会のほうで、試行的ではございますが、県下の大学あるいは短大、あるいは専修学校の郡上市出身の方がたくさんお見えになるところ、在籍されてお見えになる学校を訪問して、郡上市への就職のキャンペーンを行いたいと、ただ、全く試行的ですので、どうやってやったらいいかってわからんところがございまして、まずPR活動とともに、学生さんたちが今何を望んでおるかというものを、進路の指導担当の先生と意見交換をしてみたいということも新たに思っております。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） それでは、御答弁申し上げたいと思いますが、ただいま商工観光部長のほうから答弁をしたような郡上市の企業誘致等の状況でございます。

御指摘のように、今まさに、いろんなあらゆる手を尽くして若者の層の増加を図るべきではないかと、特に社会増ということを強調されましたが、確かにそのとおりでありますので、できるだけそうした、一旦学ぶために郡上を離れた人たちが帰ってくる、あるいは大都市圏に生まれ育った人たちが郡上市へ来てくれるというような政策をとってまいりたいというふうに思います。

特に、企業誘致関係について、これは本当に努力をしておるところでございますが、なかなか思ったような成果が出ていないのは事実でございます。

先ほどの中濃近隣市の工業誘致の状況などを見ますと、本当によくやってらっしゃるんだろうと思いますけれども、非常に我々からすると、あの何分の一でもそういうことができればいいなと思っております。今後努力をしてみたいというふうに思います。

そういう中で、特に郡上市の職員、行政のほうの対応のお話でしたが、例えば現在の長良川木材事業協同組合、大型製材工場の誘致ということでも、これは企業誘致でもあり、林業対策でもあるということで、本当に商工課長と林務課長がしっかり手を組んで、そして商工観光部長と農林水産部長、そして副市長という形でしっかり一つのプロジェクトチームをつくって、実際の製材工場の誘致の実現と、そのためのあとの土地対策から、いろんなことを手を尽くしてくれました。

そういうことで、できる限りのことをしておりますので、今後とも、なかなか別にプロジェクトチームをつくってとか、担当部署をつくってとかということですが、もう限られたぎりぎりの人材でやっておりますので、でき得る限り、もちろん必要があれば、人員を投入したいと思っておりますけれども、現在の体制の中で、最優先の課題ということで、こうした問題には、職員に立ち向か

っていただくとお願いをしているところでございます。

今後とも、しっかり対応をしてみたいというふうに思います。

(10番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） ありがとうございます。特に、今お話がありましたように御尽力はいただいておりますけれども、やはり今後将来に向けていかに重要な時期かと思っておりますので、特に職員が動きやすい、また思い切って動けることを、ぜひとも御配慮を賜りたいと思っておりますし、このことは執行部側の責任ばかりでなくって、我々も責任を感じておりますので、郡上の元気づくりに一緒になって邁進していきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、古川文雄君の質問を終了いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（尾村忠雄君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。長時間にわたりまして御苦勞さまでございました。

(午後 3時32分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 村 瀬 弥治郎

郡上市議会議員 古 川 文 雄